

平成 29 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 3 月 10 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	健康ほけん次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口大二郎 君	財政管財課長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	まちづくり課長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君	税 務 課 長	松山 昭 君
監 査 委 員	前田 幸子 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 監査請求の結果について (2 月 14 日付け、議会からの請求分)
- 日程第 2 まちづくり支援交付金等審査特別委員会審査報告の件 (委員長報告、質疑)
- 日程第 3 議案第 5 号 東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 号 東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8 号 東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 9 号 東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 10 号 東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 12 号 東彼杵町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例

- 日程第 11 議案第 13 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 12 議案第 14 号 長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 13 議案第 15 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 16 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 17 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 27 号 太ノ浦周辺用水対策工事請負契約について
- 日程第 17 施政方針説明（町長）
- 日程第 18 議案第 18 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計予算
- 日程第 19 議案第 19 号 平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算
- 日程第 27 報告第 3 号 専決処分に関する報告について
(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 28 発議第 2 号 九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書

3 散会

開 会（午前9時40分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 監査請求の結果について（2月14日付け、議会からの請求分）

○議長（後城一雄君）

これから議事に入ります。日程第1、監査請求の結果について（2月14日付け、議会からの請求分）を議題とします。監査委員の報告を求めます。前田代表監査委員。

○代表監査委員（前田幸子君）

地方自治法第98条第2項に基づく監査結果について報告をいたします。

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、平成29年2月14日付、28東彼議第448号で請求のありました監査を実施しましたので、別添のとおり報告します。

1 監査種別

議会の請求に基づく監査

2 監査事項

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、平成29年2月14日付、28東彼議第448号で請求のあった事項

3 監査請求の内容

平成27年度及び平成28年度まちづくり支援交付金等に係る現地調査並びに関係者への聴取に関する事項に対する監査及び監査の結果に関する報告

4 監査年月日

平成29年2月15日～2月17日

5 監査結果

(1) 出張文ブン in 有田陶器市に関する事項

佐賀県有田町に出向き、「英峰堂本店」の店舗（含む軒先）を確認し、有田陶器市期間中、文ブンクラブ20万円（東彼杵町PR）と焼き物や帽子等を販売されたスペースは完全に分離され、そのために支出された20万円の計40万円の領収書を確認した。

(2) 赤木の棚田と自然を守る会に関する事項

改修工事された格納施設について、施工された牛田建設の牛田譲二氏に立ち合いを求め工事内容の説明を受けた。まず、施設内にある収納棚を撤去し、土壁の痛みが激しかったので、内装壁の補強にガルバニウム鋼板の施工と入口の引き戸レールの改修が行われていた。

ロハスの郷・田中良介氏も現地に出向いてもらい、指導内容の説明を受けた。説明によると、週1回のペースで現地に入り、肥料・農薬を使わない農法の指導を行った。作物の種類

や土の状態、気象状況により刻々と変化する環境の中で、マニュアルもないので、現場に入る回数は多くなることは事実であるとのことであった。

構成員の方の聴き取りについて、作業内容は一緒に草刈りや開墾等を行ったとのことであった。

(3) 菌ちゃんいっぱいふやし隊に関する事項

施工された牛田建設の牛田譲二氏に立ち合いを求め工事内容の説明を受けた。厨房改修工事については、格納庫に併設された既存の建物を解体し、土間をコンクリートに、壁を新たにガルバニウム鋼板を使用して建築されていた。

(4) ミエルカソノギに関する事項

ホームページの製作費は15万円の支出があり、19万7211円との差異について聴取した結果、チラシ(2種類)の製作費に充てられていた。

(5) 赤木の棚田と自然を守る会、菌ちゃんいっぱいふやし隊及びミエルカソノギのウェブサイトに関する事項

いろんな問題が提起されたので、3事業とも27年度で作成したものは削除し、28年度事業は取り下げるとのことであった。

(6) 東そのぎ七夕まつり～キラキラストリート～に関する事項

雑貨一式3996円については、長崎大学の学生4名(山口ゼミ)がキラキラ写真館のために100円ショップで景品や袋、クリップ、ステッカー、両面テープなどを購入したものであるが、明細表は紛失したとのことであった。以上です。

○議長(後城一雄君)

それでは、これから監査委員に対する質疑を行います。

8番議員、森敏則君。

○8番(森敏則君)

前田監査委員にお尋ねをいたします。ここに監査結果が、それぞれ出張文ブン in 有田陶器市に関する事項から6番目の東そのぎ七夕まつり～キラキラストリート～に関する事項ということなのですが、ここの報告書の中で、私も確認したことがありますので、監査委員さんの調査した内容と私との整合性を確認させていただきたいと思えます。

まず、この文ブンクラブというのは、平成26年度から町の情報PRとして活動されております。今回、有田陶器市の中でPR活動をやったらどうかということで検討されたそうでございます。構成員は2名いらっしゃるそうで、窯業関係の方で、こういったついで貸し店舗が見つかったということでございました。そして、構成員の家族と文ブンコーナーで、その店舗ですね、問題になっている構成員の家業と文ブンコーナーで半分ずつの売り場と、売り場というか陶器を販売されたんでしょう。そして情報発信コーナー、それぞれ半分ずつのスペースを20万円ずつ払って計40万円支払ったということでございました。それに対しての領収書、大家さんの証言、店舗の見取り図、企画中の写真、前の店舗の方々や有田商工会からも証言できるというようなことをおっしゃってありました。そして、この構成員の2名なのですが、期間中はちょうど連休のために出席できない人がいましたが、企画準備、資料集めなどを手伝っていただいたというような証言でございました。そして、構成員が常に5名一緒に携わっていなければならないという規則ではないという認識を持

っておられました。そして、個人としては問題点はないと自分は思っているということでございました。そういったことで、個人活動ではなく団体としての交付金をいただいていた活動であるという説明を受けましたが、そのような説明と私が今話したことにちょっと相違があったらお知らせください。

○議長（後城一雄君）

前田代表監査委員。

○代表監査委員（前田幸子君）

ここに報告書のとおりでございます。説明ありません。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

以上で監査委員に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（前田代表監査委員退室）

暫時休憩（午前 9 時 48 分）

再 開（午前 9 時 49 分）

日程第 2 まちづくり支援交付金等審査特別委員会審査報告の件

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 2、まちづくり支援交付金等審査特別委員会審査報告の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。前田まちづくり支援交付金等審査特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

委員会審査報告書、本委員会に付託された審査事件について、審査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 審査事件

まちづくり支援交付金等について

2 審査年月日

平成 29 年 1 月 6 日、17 日、26 日、2 月 9 日、14 日、17 日、24 日、27 日、28 日、3 月 1 日、3 日、8 日

3 審査団体

（ソフト事業）

スマイルクローバー、東彼杵町ロケを支援する会、ゆるラジオ体操大作戦チーム、中岳地区、坂本地区、木場地区、長崎玉緑会、東宿地区、そのぎ茶レンジランド、自由演奏会 in ひがしそのぎ実行委員会、東そのぎグリーンハート児童合唱団、赤木の棚田と自然を守る会、菌ちゃんいっぱいふやし隊、ミエルカソノギ、東彼杵町情報交差点・文ブンクラブ、長咲プロ

ジェクト協議会、中岳地区「みんな集まれ！祭りでにぎわい郷づくり」、異年齢交流会 思案橋、八反田愛護団体、音琴活性化協力隊、東彼杵町できのくに子どもの実施を支える会、秋の収穫と文化交流、冷やしそのぎキャンペーン、Discover Chiwata、坂本浮立保存会、そのぎ未来塾

(ハード事業)

中岳地区、蕪地区、赤木の棚田と自然を守る会、菌ちゃんいっぱいふやし隊

(コミュニティー活性化事業)

東そのぎ七夕まつり実行委員会、そのぎ川まつり実行委員会

(定住促進事業)

東そのぎの夏休み 田舎暮らしプロジェクト 2016

(起業・事業承継支援事業)

ちゃぶ台三葉

4 審査結果

本件は、昨年第4回定例会における一般質問において、まちづくり支援交付金の平成27年度事業及び28年度事業のあり方について問題提起されたことにより議会としても詳細に審査する必要性が生じたため、平成28年12月22日全議員一致の下設置されました。その間、平成29年2月17日の臨時会で地方自治法第98条第2項による監査委員での現地確認調査が委ねられました。なお、特別委員会として、平成29年1月6日から延べ12日間審議を重ねるとともに、平成29年2月9日及び14日担当職員を招致、また、2月24日、意見を聴く必要と思われる5名の参考人の方から意見を聴取し、本委員会に付託された案件について、平成27年度及び28年度の全事業団体について審査をいたしました。その審査結果について、問題点があったと見られる事業団体について報告をいたします。

(1) 東彼杵町情報交差点・文ブンクラブ (代表者 松島 理恵子氏 他4名)

本事業は、今年度有田陶器市の期間中、道の駅に設置している文ブンコーナーを有田町の某店において、東彼杵町のPRを行う事業である。

この場所代として、まちづくり支援交付金(ソフト事業)20万円交付の妥当性について調査をいたしました。当店の広さは約50㎡であります。特別委員会時に担当職員は、「構成員が営まれている焼き物販売のため、有田町の某店において同一時期、同一場所を半分に仕切って20万円で借用されていた」との説明。なお、参考人である構成員による答弁によると、「4月29日から5月5日までの間、有田町における某店での活動は、構成員5名としては参考人のみであった(ボランティア要員を除く)」と答弁されました。

文ブンクラブのまちづくり事業と営利目的の事業を1名の構成員のみ(他4名の構成員の方は、当事業に不参加)で、同一時期、同一場所で実施されたことは、極めて適切性を欠くものであり、町民目線や、また社会通念上からしても、決して容認できるものではないと思われる。

したがって、本事業における20万円の交付は、極めて妥当性を欠くものであり、返還も検討されたい。

このような事案を防止するためには、担当職員による事前の現地視察と事業中の現地確認が必要であったと思われるので、規則等の改正も含め検討されたい。

(2) 赤木の棚田と自然を守る会（代表者 佐野 優子氏 他 4 名）

本事業は、主として荒れた千綿赤木の休耕地を圃場整備するものであるが、構成員の活動、農機具倉庫の改修工事、農機具等の有料貸し付け、ウェブサイトの利益相反行為的発注及び開設されていたウェブサイト事業の中止（中断）等、町が定める補助金等に関する条例、規則、交付要綱等に抵触している点が数多く見られ、本事業に交付された平成 27 年度及び 28 年度のハード事業及びソフト事業は、著しく適切性に欠く事業であったと思われる。以下事業ごと細部について述べる。

①農機具倉庫改修工事について

平成 27 年度ハード事業に、農機具倉庫（保管場所）の改修工事として、47 万 7553 円の費用が支出されている。

まちづくり支援交付金交付要綱第 5 条別表 2、施設整備費（ハード事業）の工事費に定める「既存施設の維持、改修費を除く」の項目に明らかに抵触しており、47 万 7553 円の 80% の返還を検討されたい。

②農機具等の購入品目の適切性について

平成 27 年度ハード事業として、ハンマーナイフモア、管理機、チェーンソー、粉砕機、草払い機 2 台、枝きりハサミ 5 本、角スコップ 10 個等購入されているが、中にはリースの活用で良かったのではないかと思われる品目や、数量においても妥当性が疑われる品目が見受けられる。したがって、本事業の目的からの厳しい審査が行われていたとは思われない。審査のあり方について早急に検討されたい。

③農機具等の有料貸し出しについて

ウェブサイト（赤木の棚田と自然を守る会）に掲載された「道具の貸し出しについて」は、補助金等交付規則第 22 条に定める「貸し出してはならない」事項に抵触しており、貸し出し料金については返還を検討されたい。

④開設されていたウェブサイトの中止（中断）について

平成 27 年度に開設されたウェブサイトは、平成 29 年 2 月 9 日現在中止（中断）されている。この件は平成 29 年 2 月 9 日現在、町当局に報告されておらず、補助金等交付規則第 6 条第 2 項第 2 号に抵触しており、平成 28 年度事業で概算払いされている補助金 20 万円については、返還を検討されたい。

この件は、現在閉鎖されている点に疑問が残り、継続性が求められる。

この事案の発生は、町当局による補助金受給に係わる条例、規則等の説明が十分なされていない事が大きな要因であったと言わざるを得ない。

⑤構成員の活動について

平成 27 年 12 月 25 日、代表者の他 4 名の構成員で当事業が開始されたが、代表者から町当局に提出された活動記録によると、平成 28 年 11 月 13 日までの間、発足会、途中経過確認、報告書についてそれぞれ 1 回、状況報告 4 回の他、構成員 4 名の方の圃場における実質的活動記録は記載されていない。

本事業の目的からして、実質的活動を伴わない構成員は、構成員として認められるものとは、町民目線からしても到底理解できないものである。

まちづくり支援交付金交付要綱第2条第4号に定める「団体5人以上で組織し・・・」に抵触しており、まちづくり支援交付金交付団体として認定すべきではないと思われる。

(3) 菌ちゃんいっぱいふやし隊（代表者 佐野 優子氏 他5名）

本事業は、主として赤木の棚田と自然を守る会で圃場整備した棚田に、無農薬・無肥料栽培を迫りしていく事業であり、この団体は代表者の他5名の構成員で組織されている。この事業においても赤木の棚田と自然を守る会の事業と同様、構成員の活動状況、厨房改修工事、開設されたウェブサイトの中止（中断）等、町が定める条例、規則、交付要綱等に抵触している点が数多く見られ、本事業に交付された平成27年度、28年度のハード事業ソフト事業について、著しく適切性に欠く事業であったと思われる。以下項目ごと細部について述べる。

①厨房改修工事について

平成27年度本事業（ハード事業）に厨房改修工事として、59万円が支出されている。

まちづくり支援交付金交付要綱第5条別表2、施設整備費（ハード事業）の工事費に定める「既存施設の維持・改修費を除く」の項目に、明らかに抵触しており、59万円の80%の返還を検討されたい。

②ハウス設置用造成工事費について

自宅近傍にハウス設置用造成工事として、15万1329円が使用されているが、自宅近傍の棚田にはハウス設置用のスペースが十分にあり、わざわざ造成工事をしてまでも、設置する状況にあったとは疑問が残る。この件も審査会の機能が十分に果たされていたのか疑問が残る。

③看板制作費について

平成27年度事業（ハード事業）として、看板制作費として3万円が支出されているが、看板の表示は「九陽Q-Y0」（約60cm×25cmが2個）となっており本事業との関連性が見られない。

この件は、目的外交付金請求と思われ、3万円の80%返還を検討されたい。

④開設されたウェブサイトの中止（中断）について

平成27年度に開設されたウェブサイトは、平成29年2月9日現在、中止（中断）されている。この件も、平成29年2月14日現在、町当局に報告されておらず、補助金等交付規則第6条第2項第4号に抵触しており、平成28年度事業で概算払いされた補助金20万円は返還を検討されたい。

⑤ウェブサイト作成の発注について

ウェブサイト作成のため、構成員の親族に、平成27年度ソフト事業として15万円で、平成28年度ソフト事業として5万円で発注されている。また、ウェブサイト英訳のため、代表者の親族に本事業で3万円、赤木の棚田と自然を守る会及びミエルカソノギの事業を入れると合計9万円で発注されている。

この2件は、民法108条に定める利益相反行為的と言わざるを得ない。この件を認めたとしても、少なくとも他の複数業者に見積りを取り、発注した価格より安いことを立証すべきであったと考える。（この件につき、担当職員は特別委員会において、少なくとも2社の見積書をとっておられると答弁されたが、代表者は他社の見積書は取っていないと答弁されて

いる。)

返還額についての特別委員会における所見は差し控えるが、いずれにしても、このような案件は社会通念上からしても好ましくない行為であったと言わざるを得ない。今後このような事案が発生しないよう、町の条例や規則等の改正を検討されたい。

⑥ 構成員の活動状況について

平成 27 年 12 月 25 日、代表者の他 5 名の構成員で、赤木の棚田と自然を守る会と同様、当事業が開始された。代表者から提出された活動記録によると、構成員 2 名の方には、圃場での活動の実態が記載されていない。本事業の目的からしても、実態を伴わない構成員が構成員としては、町民目線からしても、社会通念上からしても容認できるものではないと思われる。

赤木の棚田と自然を守る会の事業と同様、まちづくり支援交付金交付要綱第 2 条第 4 項に定める「団体 5 人以上の組織」に抵触しており、まちづくり支援交付金交付団体として認定すべきではないと思われる。

(4) ミエルカソノギ (代表者 佐野 優子氏 他 4 名)

本事業の目的は、町内の見どころのプレイスポットを洗い出し、ホームページを通じて情報発信することで、平成 27 年度ソフト事業として 20 万円、平成 28 年度ソフト事業として 20 万円が交付されている。(今年度分は概算払いされている。)

本事業も菌ちゃんいっぱいふやし隊の事業と同様、構成員の親族及び代表者の親族に発注されており、社会通念上からしても好ましくない行為であったと思われる。また、ホームページの紹介は、一部の店舗等に偏っており、公平公正に実施すべき、まちづくり事業としては適切性が見地からしても大きく逸脱していると思われる。

また、平成 27 年度に開設されたウェブサイトは、平成 29 年 2 月 9 日現在、中止 (中断) されている。この件は、平成 29 年 2 月 14 日現在、町当局に報告されておらず、補助金等交付規則第 6 条第 2 項第 2 号に抵触しており、平成 28 年度事業で概算払いされている補助金 20 万円は返還を検討されたい。

このような町の PR は、町の事業として、町のホームページに載せるべきものであり、特定の団体に任せる事業ではないと考える。

(5) 異年齢交流会 思案橋 (代表者 澤登 舞氏 他 4 名)

本事業の目的は、彼杵宿通りを活性化させるため、飲食店型の常設スペースを設置することである。

- ① 平成 28 年 10 月 19 日、働く女性のためのコーチング研修の宛名はスマイルクローバーとなっている。これに要した JR 交通費 1200 円は目的外使用である。
- ② この団体の一部構成員はちゃぶ台三葉運営に関わっており、これに要した費用は、ちゃぶ台三葉の開店準備資金に充てられており目的外使用であることから、交付金返還を検討されたい。

(6) 東彼杵町できのくに子どもの実施を支える会 (代表者 小路 マス子氏 他 7 名)

本事業は、きのくに子どもの村小学校のサマースクールの実施を支え、地域の交流を活発にし、地域を元気にすることを目的とした事業であるが、本事業は町当局が進めるべき事

業であったと思われる。

代表の方を除くと、構成員 7 名の方は全て町外の方であり、まちづくり推進条例に定める第 2 条第 3 号に抵触している。

したがって、まちづくり支援交付金交付団体として認定しがたいものであると思われる。

(7) 東そのぎ七夕まつり実行委員会（代表者 藤澤 恭匡氏）

この七夕まつりは、発足当初ボランティア団体の企画で歴史民俗資料館外庭を主会場として開催されていたが、他の団体を経て、現在の団体が企画するようになった。

27 年度事業

- ① 収支精算書に実施団体への寄付金収入が計上されていない。
- ② 団体代表者が借用施設である某ストアー清掃代として 3 万 2400 円受給し、また、その親族へバンド出演謝金として 10 万円、及び音響機器レンタル料として 6 万円が支払われている。バンド出演関係については、他の見積もりも取らず随意契約で支払われている。併せて、構成メンバーである人に米代として 2460 円支払われている。

28 年度事業

- ① 収支精算書に寄付金及び縁日売上金が計上されていない。
- ② 事業計画書の明細書で、グリーンハート合唱団及び合唱団コスモスの出演料を計上し、出演を願いながら、その謝金はなく、代表者の親族へ音響設備レンタル、オペレーター料として 5 万円が支払われている。
- ③ 7 月 29 日に購入された、1 万 4328 円分の商品中にカレー材料が多く含まれているが、実行委員会で祭り当日カレーを作った形跡は見当たらない。

カレーを作り販売したのは出店業者であり疑問が残る。その他祭りに不要と思われる品目が混在していて不自然であると言わざるを得ない。

27 年度、28 年度とも、民法 108 条の自己契約、自己取引及び利益相反行為に抵触する疑いも残る。これが立証されれば一定の範囲においても不法なものである。

これは、当事者の法的規範及び人としてのモラルに照らし合わせ対処するよう申し入れるべきである。

この事業に要した経費は国のコミュニティー活性化事業補助金であるが、納税者の貴重な公金に変わりはない。

この事業が町に賑わいをもたらす効果があったとしても、経費は必要最小限かつ最大の効果を期するようするべきである。

コミュニティー活性化事業支出に関わる根拠となる町の条例、規則等がない。早急に整備すべきである。

なお、収入不記載部分は精査し返還を検討されたい。

(8) 長咲プロジェクト協議会（代表者 森 一峻氏）

本町は、平成 27 年 12 月、町おこしのためと約 2000 万円の町補助金を拠出し、米倉庫跡を改修して Sorriso riso なる拠点を作られた。

この団体に、平成 28 年度 9 月補正で小さな拠点関連事業費として 300 万円予算化された。

28 年度 9 月補正分を交付する根拠は、地方自治法第 232 条の 3（いわゆる予算主義）によ

るものとのことだが、法的、整合性を主張されても交付の根拠となる本町の条例、規則等もなく、これを看過したのは議会の怠慢であったと言わざるを得ないが、9月補正においては用途の詳細な説明はなかった。未だその用途は判明していない。

さらに、まちづくり支援交付金 20 万円が交付された。

Sorriso riso を核として活動すれば、結果的に Sorriiso riso 内の事業者の利益につながることになる。本来なら、Sorriso riso 内の事業者自身が営業活動としてすべきである。

現状のシステムでは当該事業者の責任は無きに等しい。

同じ団体に 2 回、多額の交付は特定の団体に偏りすぎである。

併せて同一人物が代表を務め Discover chiwata 実行委員会を組織されているが、2 つの団体を 1 つに合体させても十分機能するものであろう。

どちらかに統一させるべきであらう。

(9) 自由演奏会 in ひがしそのぎ実行委員会（代表者 藤澤 恭匡氏）

開始当初は、同好のメンバーが集まりサークル活動として発表会を開催したのが始まりである。

平成 27 年度の事業実績報告書では、平成 27 年 11 月 2 日から平成 28 年 3 月 6 日までとなっているが、事業実績は平成 28 年 3 月 6 日、1 日のみである。

本町には「じげもんライブ」があり大変好評である。そこに、遠方から多額の経費をかけて指揮者を呼んで開催する必要を感じない。

七夕まつりで多額の出演料を徴収するのであれば、当然、有料で開催すべきであって、当該者達が発表会を開催したいのであれば自費で行うべき事案である。今後の認定は見送るべきであらう。

なお、調査の過程で当事業関係者の宿泊費として某氏の領収書 1 万 4000 円分が添付されているが、某氏は民泊許可を受けていないとのことである。

これは違法行為であり、違法行為に公金支出したことになり、今後、問題提起されよう。

(10) ちゃぶ台三葉（代表者 澤登 舞氏）

開店直後にもかかわらず、年末年始、12 日間の休み、通常も 1 週 4 日、1 日 6 時間の営業である。通常、民間的経営感覚では、これ程、悠長な営業は考えられない。

現在の条例、規則等では、いつ、休業に至っても何らの責もない。係る事態に至れば公金支出の責任を問われることとなろう。

したがって、空き店舗活用促進事業補助金に準じた開店日数、営業時間、継続営業年数等、事業者が最低限守るべき基準を作り、条例、規則等早急に整備すべきである。

(11) 東そのぎ夏休み 田舎暮らしプロジェクト 2016

町づくり団体は他にあるにも関わらず、スマイルクローバー代表者に業務委託されている。仕事を求めている人は多いであろうに、随時契約のようなものであり、いかにも不自然である。

出務者は平成 28 年 7 月 8 日から 29 日まで土、日を除き、1 日 7.75 時間、月 16 日間の田舎暮らしプロジェクト出務費を受領しているが、7 月 31 日の七夕まつりに向け、数日は準備に忙しく、主たる準備作業は出務者及び七夕まつりの代表者、学生で活動されたとのこと

である。

特に7月29日は手分けして買い物等をしたとのことである。

審査の結果、出務者及び七夕まつり代表者、学生は、平成28年7月18日、15時37分、某店で七夕分、1万2394円の買い物をしている。

7月20日、11時56分、某店で異年齢交流会分、248円の買い物をしている。

7月22日、15時41分、某店で七夕分、1944円の買い物をしている。

7月28日、14時37分、某店で七夕分、1512円の買い物をしている。

7月29日、某店で七夕分、9360円の買い物をしている。

7月29日、某店で七夕分、1017円の買い物をしている。

7月29日、某店で七夕分、1万5433円の買い物をしている。

7月29日、15時17分、某店で七夕分、1万4328円の買い物をしている。

したがって、18日、20日、22日、28日、29日、出務者は当プロジェクトとして1日7.75時間の仕事は不可能であろう。よって、不正受給の疑いが残る。これが立証されれば刑法第246条に抵触する事案である。

以上、特別委員会としての審査結果を述べてまいりました。このような指摘事項が多々生じた原因は、町当局による各事業団体に対する補助金等に関する条例、規則等の事前説明が不十分であったこと。また、交付前の厳正なる審査、事業推進中の確認及び事業完了後の確実なる点検の怠慢が大きな要因であったと考えられる。特に、事業申請の審査過程段階において、条例、規則等に抵触している事業や事項を見逃していた町当局の対応は、厳しく問われるべきものである。

また、条例、規則、交付要綱等の改正すべき点多々あり、早急なる処置を提言するものである。

最後に、このまちづくりに関する補助金等が法規適正に執行されると共に、一部の住民や団体にこの補助金が過度に集中することがないように、公正公平かつ透明性を原点に実施されることを所見とし、特別委員会の審査報告といたします。

※（参考法令）

刑法第246条

- 1 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
- 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

刑事訴訟法第239条

- 1 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発することができる。
- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

※（参考事項）

補助金80%の返還とあるのは、まちづくり支援交付金交付要綱第6条（補助率等）に施設整備費（ハード事業）の補助率は8/10と定めてあることによるものである。

3月8日特別委員会では、この審査報告書に対して起立採決をもって最終的確認を行い、議長の方に提出をいたしました。以上です。

○議長（後城一雄君）

それでは、委員長に対する質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今、報告書をお聞かせいただきましたけれども、まず基本的なことを言いまして、我々議会、我々議員の役目というのは、行政を監視して、チェックしてそれを評価することが私は本分だと思いますけれども、これを、報告書を見ますと、我々を選んでいただいた町民を監視して、町民をチェックするような報告書になっているんですけども、委員長として、この特別委員会のそもそもの設置目的は何だったのかを、まず1点お伺いしたいと思います。それと、本来この特別委員会の報告書というのは、委員長が書くのが通例になっておりますけれども、この報告書を読みますと途中でがらっと文体が変わっています。これは全部委員長が書かれたのかどうか。この2点を先ずは伺います。

○議長（後城一雄君）

前田特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

特別委員会としては、最終的に7ページのところが特に重要と考えておりました。次にこの文章は、特別委員会委員全ての総意の下に12日間の審議を得て作成したものであります。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

ちょっと答弁になっておりませんが、3回しか質問できませんので。これをお聞きしまして、私が聞いたところと事実誤認と言いますか、憶測に基づいて書かれている部分が非常に多いんですよ。例えば、5ページの一番下の、7月29日に購入された1万4328円分の商品中にカレー材料が多く含まれているが、実行委員会で祭り当日カレーを作った形跡は見当たらない、カレーを作り販売したのは出店業者であり、疑問が残ると書いてありますけれども、お聞きしましたら、カレーのルーは全て景品で配ってあるんですよ。ですから、当然カレーを作っていないのは当たり前ではないですか。それを疑った文書になっていますし、その事実誤認に基づいて、結論としてこれが立証されれば一定の範囲において不法なものであるとか、当時者の法的規範及び人としてのモラルに照らし合わせるように申し入れるべきだと。非常にこれは調査不足ですよ、これは。事実誤認に基づいてその結果を出しているという、非常に私はどうかと思います。さらに、7ページのところ、したがってというところですけども、1日7.75時間の仕事は不可能であると、よって不正受給の疑いが残る。これが立証されれば刑法第246条に抵触する事案であると、刑法246条は詐欺罪ですよ、これは。私がもし当事者だったら名誉毀損で訴えますよ、本当に。全くの憶測でしょう。こんな刑法第246条に抵触するなんか警察でも決めきれませんよ。これは裁判所が決めることですよ、こういうことは。この報告は委員長はどう思っているんですか、こういった報告は。

○議長（後城一雄君）

前田特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

まず、カレーの品目、これは委員の中でしっかりと確認をとりましたのでこのような文章になります。

次に、7 ページの方は、抵触する事案である。不正受給の疑いが残ると書いてありますので、ただ単にこのような記載のとおりでございます。

○2 番（吉永秀俊君）

そもそも特別委員会が設置された原因は、去年の 12 月の町長の答弁にあったわけですよね。そしてまた補助金支出の最終責任者は町長なんですよ。それなのにこの報告書を見ますと、町長の責任については一切語られておりません。これはどうしたことなのか。こういった文面ですと、町民から見れば、議会の報告書は町長との馴れ合いとしか感じられませんか、これは。一切一字も肝心なことが書いていないじゃないですか。これは委員長としてどう思われます。

○議長（後城一雄君）

前田特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

私見を含めて申し上げます。この報告書の件に関して、最終的には町の行政に対して、特別委員会として発議を行い議会に審査をお願いするということになっております。以上です。

○——△——

暫時休憩をいいですか。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 42 分）

再 開（午前 10 時 43 分）

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

3 回の質問が許されておりますので、大変長くなります。大変大変長くなります、一回目の質問が。そうしないと全部聞けませんので、一応その心得だけしていただきたいと思います。

まず、この報告書。先ほど吉永議員からありましたように、事実誤認がある点がかかなり多い。この点をまず委員長に指摘をさせていただきます。先ほどの吉永議員からもありますように、我々の議会の役割というのがあるんですね。この役割というのが、権限の中に議決権、行政の監視権、自律権、選挙権、請願受理権、意見表明権、そのような権利のある中で、執行機関の事務に関して、関係者の出頭、証言、記録の提出を求め調査できるのは、地方自治法 100 条に基づいた調査権限を持つ特別委員会、これなんですね。今回 12 月に設置されました委員会は、まちづくり支援交付金等審査特別委員会であることをまず申し上げます。また、2 月 17 日に、この特別委員会が監査委員に、自分たちの調査が及ばないところを監査委員に委ねるということで、現地調査を全て委ねております。したがって、この報告書というのは、本来監査結果を尊重すべきであって、その委員会のところというのは、順序として優先するのは、当然監査結果。監査委員の報告というのが、これが全てではないのかなとそのように思います。質問はずっとあとになりますから、私の委員長に対する意見を言ってから質問を行いますので、暫く聞いていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

簡潔にお願いします。

○8番（森敏則君）

簡潔にはやりません。これは重要なことですから、簡潔にやるべき問題ではありません。議長のこの議事を進行する権利はありますが、重要なことですのでしっかりと委員長に尋ねたいことがありますので、この時間を費やしたいと思っています。この辺をご理解いただきたいと思っております。

委員長には、長期間審査されたことに労をねぎらいたいと、冒頭にまず申し上げます。おつかれさまでした。

今回、条例、要綱、規則、更には地方自治法を駆使された調査をされ、そして最後には刑事訴訟法第239条まで、ここに記載されております。何と言いますか、この報告書を見た限り、まちづくり支援交付金等審査特別委員会、それぞれのメンバーは東彼杵町を活性化させたいのか、それともその逆に進もうとさせているのかと、言わば活性化させたくない。この委員会の言葉を借りれば、と思われる、と思われると言っておきますよ、誤解のないように。思われるこの報告書になっております。このまちづくり交付金というのは、そもそも目的として、住民の総参加で、自ら自主的に考え行動し、地域の課題、解決及び活性化を図ることで自分たちの住む地域をより住みやすく、この町に住んでよかったと言えるまちづくりを推進するための交付金であるということでございますね。これは、特別委員会のメンバーは認識されていると思います。その中で事業対象というのが地域の課題、そして地域の活性化、更には環境づくり、健康づくり、地域のコミュニティー、その他町長が認めるものというようところで交付されています。今回、交付金の運用の中で不適切な部分があったとしても、行政側の指導監督の不備、更には事業主体の不適切な運用を促し、注意、厳重注意、そして喚起をさせることで早期解決し、議会は、なんとかこの町を元気にしようとするその人たちを、町内外へ情報発信し、地域の活性化に取り組まれている人たちを応援するべきと思っております。

委員長に伺うんですが、この報告書の中に事実誤認というか事実と違ったというところで、この委員会で呼ばれた、招致された人たちというのは、はっきり言って、この反論する機会が全くない。このまま、事実誤認されたまま報告をされるということが実は問題なんです。それを解消するために、私がこれから、先ほど監査委員さんに聞いたのは、監査委員さんが検査されたのが全てだと。先ほど文ブンのところで敢えて確認をしたんです、私に誤りがあったらどうぞ指摘して下さい。監査委員さんも初めてですので、緊張されておりますよ。だからそのとおりですと。書いてあるとおりですというお話をされましたが、先ほど控え室では、私が言ったとおり、そのとおり確認しましたということをお話されているんですよ。そうすると招致された5人の人たち、誤認されたまま、そのまま文字化され、言わば刑法とかに抵触するおそれがあるとか、正に犯罪扱いと思われる、と思われるですよ。これは委員会の言葉を借りて言っていますから。と思われると言っていますので誤解のないように、その辺の。そういった事実無根というところがたくさんあるんですよ。文ブンクラブにしても先ほど言ったとおりなんですよ。販売スペースと情報発信スペースというのは、完全に区別されていると監査委員が書いてるのではないですか。監査委員が指摘しているんですよ。読まれたんですか、これ。読まれていないでしょう。だから、こういう報告書になっているんでしょ

う。どちらを優先するんですか。あなたたちが調査を、できなかった分を監査委員に委ねたんでしよう。だったら、監査委員さんの方の結果を尊重すべき、優先すべき、それが我々のルールじゃないんですか。私はそのように確信しております。他にもあるんですよ。この七夕委員会なんかも、寄附金の収入。これは会計処理はされていないとしてありますが、なぜ参考人招致の時に聞いてもらえればちゃんと答えますよと本人はおっしゃっていました。そういう会計処理がされていないと、聞いてもないことを書くということはおかしいではないですか。おかしいんですよ、そんなことをすると。出演料を親戚に全額支払ったかのように書いてありますが、出演のバンドは7名の構成で、その内3名はプロの音楽家。出演料は常識的相場からみても極めて妥当であると私も思いますよ。たまたま、たまたま兄弟が1人、メンバーにいただけでの話じゃないんですか。これを先ほどの法律に抵触する話をされている。これは訴えられますよ、本当に。他にもたくさんあるんですが、あまり時間を取ると委員長も大変でしょうから、もうひとつ、ちゃぶ台三葉さんからも聞きました。7ページの10番目、空き店舗活用促進事業補助金。これに準じた開店日数、営業日数、継続営業年数等、事業者が最低限守るべき基準を作り、条例、規則等を早急に整備すべきであると。あたかも書いてありますが、これに当てはまる補助金はこの補助金ではないんですよ。東彼杵町起業家等支援補助金なんですよ。もう少しこの辺のところを、議会の議員であればちゃんと事前に勉強し、こういった補助金の間違いをこの報告書に書く。こういう間違いをしてはいけませんよと思うんです。他にもいっぱいあるんですよ。いっぱいあります。ただ私の、長咲プロジェクト、これに関しては発言を控えます。言いたいが発言を控えます。ひとつひとつ説明すれば、本当に今日1日でもしゃべろうかなと言うぐらいあるんですよ。だからこの報告書というのは、本来ならば町長に責任の追及をするべきなんですよ。交付をされた執行者、この責任を問うべき委員会なんですよ。それを町民に向けて、あたかも町民が不適切な運用の仕方をしているというのであれば、これからまちづくりをしようとする人たち、若者、高齢者も含めて、自分が手を挙げてやろうとする勢いを削ぎますよ。そういった、この議会として、我々は選ばれた議員として議員バッジをはめている以上は、町の活性化を第一番目に考えるべきだと思っております。本当に指摘したいんですが、これより8点メモをしてください。伺います。筆記用具はありますか。

8点と言いましたが、最初のところは省略します。まちづくり交付金の事業主体者は、この報告書によりますと35件ありますが、審査の中で審査をされなかった事業主体、審査報告をされなかった事業主体の理由、されなかった人たちの理由を伺います。

2番目、審査条件と審査資料についてですが、事業報告書、収支報告書、それを証明する領収書、帳票、揃えて同じ条件で審査されたものなのかを伺います。また、その審査資料はどうして確保されたのかを伺います。

次、先ほども言いましたが、報告書に記載されている中で、事実と違うことが記載されていることが判明した場合、すでに判明しているんですが、委員長としての責任はどのようにされるのか伺います。

それから、これは具体的な質疑になりますが、例えば、特定事業者ちゃぶ台三葉、これに関しては、私はかなり報道機関も来て、民間感覚では悠長な営業と指摘をされておりますが、この町のPRにはかなりの貢献があると私は考えますが、委員長の所見、最後にこの報告書に使われている所見、くれぐれも間違いのないように、所見を伺いたいと思っております。

次、記載された文中に条例規則に抵触されていると記載されておりますが、この判断は委員長、それとも特別委員会全体のことなんですか。この抵触しているという判断、これは誰がされたものなのか、委員会全体のものなのか、委員長の判断なのかお答えください。

次の質疑は、民法、刑法、地方自治法についてですが、前向きに、立証されれば、立証されればと書いておりますが、立証されれば抵触すると記載されております。それでは立証とはどういうことですか。立証のどのような解釈かお知らせください。

そして、最後の8ページ、公平公正かつ透明性を原点に実施されていることを所見とし、特別委員会の審査報告といたしますと記載されております。先ほど言いました所見とはどういうことですか、お尋ねします。さらにもうひとつ、ついでですが、一番最後のページの刑事訴訟法第239条のところで、何人とも犯罪があると思料する時は告発することができる。この思料という解釈をお知らせください。先ずは今の8点になりましたね、答弁を求めます。

○議長（後城一雄君）

前田委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

第1点を書き漏らしたので再度お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前11時4分）

再開（午前11時14分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を続けます。前田特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

お答えできるところはお答えします。

まず、この審査団体の中で何件かあげていらっしゃるほかのところのあげなかった理由は、6人の委員で審査をして、あげる必要を認めなかったからです。

次に資料は、町当局からいただいた資料のみで特別委員会は判断をいたしました。

3番目は委員長の責任ですけど、委員長というよりも特別委員会6人の全委員一致した意見によって、この審査報告書は書きました。それで、ちゃぶ台三葉さんに対する所見、大変良くやっつけらっしゃると思います。

5番目がもう一回聞かなくてはいけんですけど、独断ということを書いているんですけど、委員長独断で全て判断したのかというようなご質問だったですかね。

○——△——

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 16 分）

再 開（午前 11 時 16 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。前田特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

全員の判断でございます。

6 番、立証の意味をお尋ねですけども、言葉どおりだと思っております。

7 番、所見の意味を、これも言葉どおりだと思います。

思料、思われると。言葉どおりの意味だと、それだけでございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

それでは、お答えいただきました報告されなかった事業主体の理由ということで、報告の指摘はないというような答弁でありましたが、まず、審査条件というのがお答えにならなかったんですが、これは同一条件で審査されたとは思えません。同一条件で。全てが同じ条件で審査をされたのであれば、何らかの指摘事項がこの 35 団体の中に出てくるはずです。出てくるような考え方でこの審査をされております。私見も入っております。委員会としての意見というのが入っておりますので、当然同じ条件でされるのであれば、全 35 件、同じような形の指摘が、私はあるものだと思います。ちょっと言えば攻撃しやすいところ、利害関係がないところ、そういったところを指摘されているのかと思わざるを得ません。全委員の総意ということではありますが、これはそうとられるのであれば、委員の中で、本当は違うんだがなと思われる人も中にはいると思われませんが、結果的に総意ということになっておりますが、この辺のところの、特別委員会としての姿勢というのを、今一度町民に対して報告書を出したということが、本当に良いことなのかどうなのかと私は疑問に思います。立証と思料は、漢字のとおりと答えられましたが、本当に言葉の意味をもう一度、わざわざこういうことを指摘する必要はありませんが、言葉の意味をしっかりと捉えて、文字化する場合は慎重にやらないと大変なことになりますよ。どういう意味かをしっかりと捉えないと、先ほど言いました、特に立証とか思料とかこの辺のところはかなり極めて、この法律に抵触すると、こういうことを示唆した指摘が委員会がしているという結果になるんですね。今一度、委員長にお尋ねします。先ほど答えられなかった審査条件、更にはもうひとつ伺います。今、テレビで報道されております大阪の森友学園。連日連夜、報道されておりますが、この学園の中に廃材や生活ゴミの問題が報道されております。実は、うちも 10 年前、11 年前かぐらい、ちょっと年数のところは定かではありませんが、バイオマス事業の補助事業があったんです。この運用に対して、改善命令が何度も何度も出されました。議会は、補助金運用を監視するのは町長にあるとして、当時の町長に、鶏糞の不適切な保管、不正埋め立て等を追及いたしました。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 22 分）

再 開（午前 11 時 23 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

森議員にお伝えします、この中についての質問を主として、そういった状況の中でしていただくようよろしくお願いいたします。私見は抜けてください。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私見ではありません、事実を述べ、そのあと委員長に質疑をするに当たってはこのくだりを私が述べないと質問ができないから今のくだりを言っているんです。

当時の町長に、鶏糞の不適切な保管等を迫及しました。当時あまり耳を、今の町長は耳をふさぎたいぐらいかもしれませんが、町長と一ツ石の公民館で喧嘩をしましたよね。けんけんがくがくやって、これは覚えていらっしゃると思います。今回のまちづくりの交付金の運用についても、全く同じなんです。受給者の指導を含めて、最高監視責任者は町長なんです。その町長に対してこの委員会が、特別委員会が町長に対しての監視責任の迫及、町長を招致して事情を聞いたのか。聞いていないという話でしたので、どうして聞かなかったのか。それで報告ができますかという話なんです。当然、町長に対して責任迫及というのをすべきであって、町長は今回、昨日の一般質問の中で、町側としては調査した結果は問題はないという見解をしましたとされております。しかし、交付後の履行確認はもっと綿密にやるべきだったと思うと。それで良いんですよ。我々も町長部局、執行者側を監視するのであればもっともっと、それこそ町長に対しての責任というのが指摘することであって、決して町民の方に向けるべきものではないと。どうして町長に交付をするにあたっての事情聴取をされなかったのかを伺います。

○議長（後城一雄君）

前田特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

まず、前回の方の、上げなかった理由は、条件は同一で行いました。6 人の委員全て同一で、条件的にも同一で他の事業を審査いたしました。

町長への質問のお答えですけども、私も含めて 6 人の委員から、町長への質問という必要性を訴える審査の中ではございませんでしたので、行いませんでした。以上です。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

最後の質問となりますが、町長部局を審査対象にされなかったというのが、非常に私が理解できない話ですね。本来、町長の、執行者のところの責任を問うべきであって、ちょっと、そこをはずしたというのがまと違いではないかなとそのように思います。

それから承知した 6 人だけの話を委員長はされましたが、ここに書いておる 35 事業主体を、それを基準とし、同じ条件で審査しないと、当然審査結果に影響を及ぼしますよ。たった、対象者だけ

が同じ条件とは、今の委員会の方針というか、調査の仕方によっては今のよう結果になるでしょう。しかし、他の団体もあるんですよ。他の団体もされたら、ひょっとして変なところも出るかもわかりませんよ。あるかもわかりませんよ、かもと言っていますよ。ですから、その辺のところをしっかりと条件の中で、審査条件は同じ条件で審査しなければならなかったのかなと私は思います。発言はこれが最後になりますので、これ以上申し上げられませんが、委員長として、そして、委員会のメンバーの皆様に申し上げます。この委員会については、まちづくり交付金の運用の仕方であって、いわば運用の仕方の指導、そして運用する側にとってのする側、事業者側の不備な点があったとしても、そこを是正し、そしてまちづくりに、これからもっともっと貢献していただくための交付金とっておりますので、是非、その辺のところをしっかりと捉えた形の中でこの審議をし、このあと決議までされるということなんですが、その対象者を間違わないようにしていただきたいとこのように思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

前田特別委員長。

○まちづくり支援交付金等審査特別委員長（前田修一君）

大変貴重なご意見ありがとうございました。同一条件で審査をしたか、全て35団体、同一条件、いろんな証票が出てまいりましたので行いました。それと、我々が意図したところは、最後の7ページからが最も意図したところでございます。そういうことでございますので、ここに記載されているとおりでございます。一応これが答弁でございます。

○——△——

暫時休憩いいですか。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時30分）

再開（午前11時33分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

他に質疑がないようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。

本件は委員長の報告のとおり報告済みといたします。

日程第3 議案第5号 東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について

日程第4 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第 3、議案第 5 号東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について、日程第 4、議案第 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 5 号東彼杵町食育推進会議設置条例の制定につきましてでございます。提案の理由が、食育基本法、平成 17 年法律第 63 号でございますが、食育基本法第 33 条の規定によりまして、食育に関する推進会議を設置をして、町の責務を明らかにするため本条例を制定するものであります。詳細につきましては、健康ほけん課次長に答弁させます。

次に、議案第 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしましては、食育推進会議設置に伴い、標記条例について所要の改正を行う必要があるため本案を提出するものでございます。これにつきましても健康ほけん課次長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について説明いたします。まず、理由としましては、町民の食生活を巡る環境変化に伴い、町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることを鑑み、食育に関し基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたり、健康で文化的な町民の生活を豊かで活力ある社会の実現に寄与するために制定いたしました。

それでは、議案第 5 号をよろしくお願いいたします。2 ページを開いてください。東彼杵町食育推進会議設置条例、食育基本法第 33 条の規定に基づき、東彼杵町食育推進会議を設置する。

第 2 条、推進会議の所掌事務は次のとおりとする。1、東彼杵町食育推進計画の推進に関すること。2、食育に関する関係機関及び関係団体との連携に関すること。3、食育の推進・啓発に関すること。4、その他食育推進に関すること。

第 3 条、推進会議は、15 名以内の委員を持って組織すること。1、学校または保育関係者。2、食育に関係する団体及び行政機関の関係者。3、その他町長が必要と認める者。

第 4 条、委員の任期は 2 年とする。

附則としまして、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 6 号を説明いたします。2 ページをお開きください。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正します。

別表中、景観審議会委員、日額 5400 円の次に、食育推進会議委員、日額 5400 円を加えます。

附則、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。2 番議

員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

本議案、食育基本法は 2005 年に発効されたと思うんですけども、この食育基本法のそもそもの成り立ちといたしますか、内容といたしますか、それをご説明願いたい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

今回、食育基本法の中で検討する課題としましては、まず、妊娠直前の女性の痩せた方の割合の減少、3 歳児適正体重の割合の維持、40 歳から 60 歳台の肥満者の割合の減少、低栄養傾向の高齢者の割合の増加抑制と。それから食育、幼児時、小中学校の毎日 3 食食べているかどうかの調査とか、そういうものを各委員さんから出してもらって、総合的に判断し食育の推進をしたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

第 3 条の委員、町長が委嘱するとなっておりますが、大体 1、2、3 の人数の割合は予測がされているんですか、この原案を作る前に。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

今のところ構成員としまして、学校における食育関係としまして、学校給食センター栄養教諭、それから町内小中学校の代表者、教育委員会次長、それから保育所等における食育については、認定子ども園つばさ、やまだ子ども園。地域における食育としまして学童保育。

○議長（後城一雄君）

何名。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

今のところ 10 名計画をしております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

お尋ねしているのは、学校保育関係者がおよそ何名、食育に関する団体及び行政機関が何名、その他町長が必要と認める者に何名ぐらい予想すると、その数だけお願いをしたいんですけど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

どうも失礼しました。学校又は保育関係者が5名、食育に関する団体が3名、その他町長が必要と認める者というのが2名です。以上です。

○議長（後城一雄君）

質疑ないですね。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第5号、議案第6号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第7号 東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第5、議案第7号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第7号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、子ども医療費助成について、平成29年4月1日以降の診療分に係る医療費から、対象を中学生まで拡大することに伴い、所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、町民課長より説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（深草孝俊君）

議案第7号につきましては、補足して説明をいたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、まず、第2条第3項中、子ども定義を、現在12歳に達する日以後といたしておりますが、これを15歳までとすることで中学生まで拡大するということの改正でございます。続きまして、同条6項第2号の児童福祉手当法施行令第1条の3第2号となっておりますが、現在、児童福祉手当法というのは存在しませんで、正式には児童扶養手当法の誤りでございます。平成26年5月30日の改正によりまして、第1条の3から第2条の条ずれが

生じておりますのでこの改正でございます。

内容につきましては、母がDVが行っている場合の説明で、父子家庭での父が看護する場合の定義でございます。大変申し訳ございません。同じく第7項第2号につきましても同様の理由で、父子家庭の子の定義でございます。

裏面にいきまして、第5条第1項第4号並びに第5号につきましては、平成28年7月1日付けの児童扶養手当法の所得制限による改正によりまして、項ずれが生じておりますのでこの改正をいたしております。

最後に、第11条第2項を新設をいたしております。これは支給を受けた福祉医療費以外に他の法令による給付、保険者の高額医療、あるいは付加給付が判明した場合に返還を求めることができるように定めたものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については従前の例によるとしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

お尋ねいたします。この財源というか金額的にどのくらいの額が予想されるんですか。平均の医療費関係から見て。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

昨年、小学校まで引き上げました。700万円ぐらいまで予定をしていたのですが、200万円ぐらいで一応収まっているんです。それで、今回、中学生まで上げても300万円ぐらいあれば足りるのではないかと考えています。もちろん、特異な病気が流行れば増えるでしょうけども、なんとか財源は出来ますので、今回から作られています。

○議長（後城一雄君）

ありませんね。10番議員、堀進一郎君。

○10番（堀進一郎君）

そうしたら予算の補正分、国か県の交付税があるんですか。予算の追加分。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは予算の追加がありません。逆に厚生労働省からカットされる可能性がある、優遇ということと言われておりますので。たぶん、そこら辺はまだ出ておりませんが、乳幼児までが今回、今まではOKで、小学校まで上げたら補助金を落とすという話をしておりましたけれども、それは落とさないということで国もなっています。これは中学校まで来た時にペナルティがあるかもしれませんが、今のところはそういう情報は入っておりません。以上です。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 7 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 8 号 東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 9 号 東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 10 号 東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第 6、議案第 8 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 9 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 10 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 8 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、旧大楠小学校及び旧音琴小学校の体育館を、住民の福祉の増進を目的として、町民の利用に広く供するため、条例の一部を改正する必要があるため本案を提出いたします。

次に、議案第 9 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、旧大楠小学校及び旧音琴小学校の体育館を、住民の福祉の増進を目的として、町民の利用に広く供するため、条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 10 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、旧大楠小学校及び旧音琴小学校の運動場を、住民の福祉の増進を目的として、町民の利用に広く供するため、条例の一部を改正する必要があるので本案を提出するものでございます。いずれにしましても、詳細の説明は教育次長にさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

町長に代わりまして説明をさせていただきます。

まず、第8号議案です、東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例。対照表を見ていただきたいと思います。今までは二つ、千綿児童体育館と彼杵児童体育館がございましたが、その次に、大楠体育館、東彼杵町菅無田郷309番地1、音琴体育館、東彼杵町大音琴郷1,666番地1ということで、設置をするということで加えております。議案の方に戻っていただきまして、これは附則といたしまして、平成29年4月1日から施行するというようお願いいたします。

続きまして、第9号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例。対照表を見ていただきますと、千綿児童体育館の次に、大楠体育館及び音琴体育館をということで、挿入するというようお願いいたします。これも条例の方を見ていただきますと、附則で平成29年4月1日から施行するというようお願いいたします。

第10号議案東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも対照表を見ていただきますと、新港グラウンドの次に、大楠運動場、菅無田郷305番地、大音琴運動場、大音琴郷1,621番地1という文言を挿入するということになっております。

これの3件の理由につきましては、28年に教育行政財産としてあったものを、廃校ということで普通財産に移してございまして、管財課の方で管理をしておりましたけれども、運動場と体育館ということで、教育委員会の社会教育係で管理をした方が良くということで、全てまとめて、一括して管理していくということでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

この8号、9号に対して、体育館の使用の件なんですけども、現在、音琴の体育館あたりは、近隣の住民の方に利便性という観点から、鍵を保管していただいて貸し付けていると。他の大楠、あるいは千綿の児童体育館、彼杵の児童体育館そこらあたりはどうなっているのか。今後、もし大楠地区あたりもそういったものがないとすればどのような方法でやっていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

今、千綿児童体育館、彼杵児童体育館につきましては、先ほど議員さんが言われましたように、地元等の利便性を図る上で通常の使っていらっしゃる団体等に鍵を持ってもらって、そこで責任をもって利用していただいております。大楠小学校につきましては、役場の方まで来て借り入れてもらうような形になっています。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

現時点では、大楠、音琴につきましては、役場の方に借用に来ていただいております。音琴は下の建設会社の方に鍵を預かってもらっています。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今まさに、そういったことで、教育委員会であったり、役場に借用に行ったり、そこが昨日質問もあっておりましたが、まだ一本化されていないような、現状がですね。ですから、これを教育委員会部局でこれから管理をやっていく。教育委員会でまず鍵を預かったり、借用書も書いたりしないと、あちこち住民の方は戸惑っていらっしゃるんですよ、実際。そこはぴしゃっと。去年からシステムが変わったりしているみたいですが、そこはそれで、もう少し利便性のある、借りやすいような状況をまず執行部側が作っていかないとやりにくくなってくると思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。それと大楠地区辺りもひょっとしたらまっすぐということもあると思いますが、やはり近隣の人で、もし良いという方がおられれば鍵を預かってもらって、地域の人は、夜7時なり、8時なりに行って借りることができるような体制作りができればですね。それとそういった借用に来られたり、借用を書かれて提出された時の連絡方法が密にできているのか。そこをまずお尋ねします。

音琴地区はどなたかが鍵を預かっていらっしゃると思いますが、その辺の連絡、どのように取っておられるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

現時点でございますね、借用に財政管財課の方にお見えになっていただいておりますので、その時点で鍵を渡しはしております。あと、定例的な団体については、まっすぐ使用していただいているのが今の現状でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

音琴の方は、学校の近くの方が鍵を管理、預かっておられると聞いていたものですから、直接借りに来られた方は、直接役場の方からやっておられるんでしょうけど、地元の方が、昨日も質問があっておりましたように、借り行ったら、役場の方から聞いていないから渡せないとか。そういった連絡の、密になっていないようなところがありましたので、そこを注意してやっていただければなという思いで質問をしております。今後、もし、許可書を書いているのに鍵を借りられなかったというようなことがないように。夜になりますと担当職員もおられないわけですので、そこら辺を注意して今後やっていければなと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

そういうトラブルを防ぐためにもこの条例を通していただきまして、一括管理でしていきたいと思っております。大楠の方も、議員さんが言われるようにどちらかですね。定例的に使われる団体等がいらっしゃればそこら辺にお願いしたりとかして、町民の方の使いやすいような形で進めていきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今回の議案第8号、9号に関しましては、体育館の設置条例を一部を改正する条例。10号に関しましては、町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正ということなんですが、いずれも町民の福祉の増進を目的として、町民の利用に広く供するためと。非常に良いですね、方向性としては。こういった形の中で使われなくなった体育館及びグラウンドというのを、このような町民のための健康増進のために使われるということは非常に良いことではありますが、他にも町有地として、体育館はないかもしれませんが、ひょっとしたら町有地なんかも該当すれば良い所があるんじゃないかと思うんですが、その辺のところも今後検討し、そしてこういった条例の設置によって管理するという方向性に行かれる考えはないのかをお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大体察しはつきますが、なかなかそれはそれとして別の考え方でやっていこうと思っております。これは維持管理の面で明確にしておかないと料金が発生するものですから、当面、行政財産としております。普通財産には議員がおっしゃるようなことがあるわけですが、それはそれとして別途考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

別途に考えるという答弁でしたが、どうぞ今後、このような、目的としては共通した町民の福祉の増進、さらには町民の利用に広く供するためという形の中では、これは完全に条件が整っているという状況が整えば、整えば是非、この辺のところをご検討いただきたいとそのように希望し、答弁はいりません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

今度から料金が発生するわけですよ。地元の方が使われても料金が発生するものなのか、あるいは減免措置みたいなことができないものか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはいろんな意見が出ておまして、維持管理は、基本、町がやるわけですが、どうしても細かい維持管理あたりの、除草なんかの作業があります。そういう場合には、確かに行政財産でありますけども、地元が使いやすいようにして草刈りあたりも協力をいただくというような、共存共栄ではないですけどもそういう感じでやっていこうと考えております。それなりにケースバイケースで考えていこうと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

大体 1 時間 100 円ぐらいだと思んですが、減免しようがするまいが、ここは使用料が一旦は発生しますということを、4 月 1 日から始まるものですから、十分な広告をどのような形でされるのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

一応、今度の区長会の時に、システムが変わりましたという文章を配りたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

よろしいですね。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 6 分）

再 開（午後 1 時 14 分）

日程第 9 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 12 号 東彼杵町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 13 号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 12 議案第 14 号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 9、議案第 11 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 12 号東彼杵町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 13 号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、日程第 12、議案第 14 号長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について。以上、4 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 11 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されましたので、本年 1 月 1 日に施行されましたが、改正法における条例委任事項について、人事院規制に準じ所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。

議案第 12 号、東彼杵町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律第 6 条の施行日が、昨年 12 月 28 日公布の政令により決定したことに伴い、関係条例について所要の改定を行うため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 13 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

提案の理由は、平成 29 年 3 月 31 日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものであります。

次に、議案第 14 号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についてでございます。

提案の理由が、平成 29 年 3 月 31 日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する団体に変更が生じるものであります。いずれにつきましても、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり補足説明をいたします。

まず、議案第 11 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、先ほど町長が説明したとおりでございます。本文の改正内容、新旧対照表を使って説明

いたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことにより改正であります。育児休業の子の、子どもの範囲ですね、今回、各自治体の条例で定めるものを加えることができると謳っておりますので、今回対象者を広げるといことで追加しました。

まず、改正条例第1条についてですが、新旧対照表の1ページをお願いいたします。まず、新の方では第2条の2を新たに加えました。上からの下線を引っ張っている文言の5行目になりますけれども、里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で、養育里親であるものに委託されている当該児童を、育児休業の対象となる子として拡大しました。いわゆる養子縁組をしたい子どもがいるんですけども、実の親権者等に縁組を反対されている方が、それが叶わず、やむなく養子縁組を前提とした里親の施設とかそういう機関とか別の方に委託している場合、そのものの介護についても育児休業の対象者としていきたいということです。いわゆる養育施設とか養育里親とかに委託されているものも対象としますよということでございます。養子にしたいけども実親から反対されているので、別のところに居る子どもについても対象としたいということです。

次に、第2条、新旧対照表2ページをお願いいたします。第1条で拡大した案件につきまして、下線部、改正前の下線部ですね、左側になりますけれども、旧の方ですね。下線部の第6条の4第1項に規定しておりました里親につきましては、改正後は左側、新の方では第6条の4第2号で養子縁組里親という表現に改正されております。また、改正前の下から2行目ですけども、第6条の4第2項で規定されておりました養育里親は、改正後の新では第6条の4第1号の方で規定をされておりますので、条ずれに伴う改正でございます。このことにつきましては、改正文、本文によりまして4月1日からの施行となります。以上で第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号をお願いいたします。東彼杵町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例でございます。改正本文と新旧対照表を使って説明申し上げます。条例改正本文第1条では、二つの条例を今回改正をしておりますが、第1条、東彼杵町特定個人情報保護条例の一部を改正しております、第2条では、東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する、の2件を上げております。まず、改正条文第1条についてですが、新旧対照表2ページをお願いいたします。改正前の第29条の下線部、又は情報提供者の次に、新の方では、左側の方では番号法第19条第8号に規定される条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者を追加しております。このことは、個人番号の利用の範囲で町の条例で定めた独自利用事務、町が単独でしております独自利用事務、例えば、町の福祉医療費、療育手帳の交付であったり、教育委員会で言えば就学援助とか幼稚園就園奨励費補助金とか、遠距離通学とか、それぞれ9件の情報については町独自の条で定めておりましたけれども、これについても国の方の情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象とするという規定を行うものがございます。

それと新旧対照表1ページに戻っていただきまして、第2条の(6)号、情報提供等記録のところに番号法第26条に規定される町の条例で定めた独自利用事務を含みますということと、番号法第29条における特定個人情報の場合の作成の制限の追加をしました。

戻っていただきまして新旧対照表2ページですけども、下から4つ目です。番号法第28条が、新しい方では29条となっておりますけれども、国の方の番号法の条ずれが生じたための改正でござ

います。

次に、正条例第2条につきましてですが、新旧対照表では3ページをお願いいたします。今回、国の番号法の改正によりまして、番号法第19条、特定個人情報の制限での9号の規定分が10号にずれただけの改正を行ったものでございます。条ずれの改正によるものでございます。この改正につきましては、附則によりまして番号法の政令が5月30日から施行されますので、5月30日からの施行となります。以上で説明を終わります。

次に、議案第13号をお願いいたします。長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。町長の説明であったとおりでございます。今回、長崎縣市町村総合事務組合から、南高北部環境衛生組合、この場所は島原市、雲仙市、二つの自治体で運営されておりましたし尿処理・ごみ処理場のことでございます。南高北部環境衛生組合。この度、島原市が単独で施設を作ったということもございまして、今回、この組合が解散するということになりました。新旧対照表をお願いいたします。改正案、ちょっと逆になっていますけど、改正案、現行ということで、現行の方にあります下線部を引いておりますけれども、南高北部環境衛生組合。第3条第1号の事務というものは、職員の退職手当、組合のことですね。次のページの2ページ、第3条第9号に関する事務というのが、非常勤公務災害補償。保険のことですね、職員の。最後の3ページ、第3条第13号に関する事務、これは職員の研修に関する事務でございます。この三つの事務にいたわけですが、脱退によりまして構成団体の減少が生じたということで、団体を構成する議会の承認が必要ということで提案でございます。

次に、議案第14号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について。これにつきましても、先ほどの島原、雲仙でやっておりました南高北部環境衛生組合が解散するというので、一部事務組合を脱退するというのでございますので、不服審査会を共同設置する団体から削るということでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号東彼杵町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 15 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 13、議案第 15 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 15 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 2564 万 2000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 5068 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正予算は、歳出では決算見込みによる減額が主でございますが、総務費については生活交通路線維持費補助金 107 万 8000 円、農林水産業費にはイノシシ処分業務委託料 34 万 4000 円、イノシシ緊急特別対策事業補助金 50 万円などを追加しております。

歳入では、一般財源として普通交付税 49 万 9000 円の追加計上を行い、財政調整基金繰入金 4112

万 7000 円を減額をいたします。更に減債基金繰入金も 1000 万円を減額いたします。また、特定財源では決算見込等により国庫支出金 1081 万 9000 円の減、県支出金が 1236 万円の減等といたしまして、繰入金、町債においても普通建設事業等の決算見込による減額を行っております。なお、町道改良事業などに係る繰越明許費の補正及び地方債補正も併せて行っております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 15 号につきまして、町長に代わり説明を加えます。

15 ページをお願いいたします。歳出 2 款 1 項 1 目 2 節給料 170 万円の減は、副町長の不在期間の給与を減額したものです。同目 4 節の減額は、決算見込額より不用額を推定し 51 万 9000 円を減額しております。5 目財産管理費の財源更正 16 万 7000 円は、役場公用車運転中の事故に係る保険金の支払が全国町村会からありましたので財源更正を行っております。また、15 目諸費についても自動車損害賠償共済金の支払がありましたので財源更正を行っております。

なお、22 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費、24 ページ、8 款 1 項 1 目土木総務費及び 28 ページ、9 款 1 項 2 目非常備消防費の財源更正も、公用車又は消防車運転中の事故に対する保険金の支払による財源更正となっています。

戻りまして、7 目企画費 114 万 2000 円の減は、茶子ちゃんねるの運用開始が 4 月 1 日となり、本年度分の ICT 機器保守料が不用となりましたので皆減しております。10 目電子計算費の減は、国民年金システムをマイナンバー制度に対応するよう改修を計画しておりましたが、年金機構より本年度の改修を先送りする旨の通知がありましたので、法改正等対応業務委託料 32 万 4000 円を皆減するものです。また、JIS2004 対応文字変換作業委託料は、29 年度に予定しております住基ネットサーバー機器更改と同時に実施することにより安価に実施できることが判明しましたので、本年度の作業委託料 103 万 7000 円を皆減するものです。13 目 18 節備品購入費は、購入実績による減額。19 節 107 万 8000 円の追加は、JR 九州バス彼杵駅～武雄ゆめタウン間の生活交通路線維持費補助金の本年度分が確定しましたので、新規計上を行っております。

16 ページ、2 款 2 項 1 目税務総務費は、3 月分の時間外手当予算額に不足が生じる見込のため 41 万 3000 円の時間外勤務手当の追加を行うものです。以後の時間外手当の増額理由も同様となっておりますので、以後は説明を省略いたします。

17 ページは購入実績から、18 ページは事業完了による生産実績から不用額をそれぞれ減額しております。

19 ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費は、3 世代同居・近居促進事業の年度内実績が見込めないため、事業費 200 万円を皆減するものです。2 目児童運営費、障害児保育事業補助金は、実績見込により 140 万 6000 円の減額。病後児保育事業は、病後児施設整備の遅れにより、年度内の事業開始が見込めないため、事業費 421 万 3000 円を皆減するものです。

20 ページ、4 款 1 項 3 目環境衛生費は、統合簡易水道事業実績により繰出金 541 万 8000 円の減額を行っております。

21 ページ、6 款 1 項 1 目 1 節農業委員会委員報酬 70 万円の減は、法改正により農業委員数 18 名が 14 名に減員となりましたので、基本額の不用額 70 万円を減額しております。また、農業委員報酬加算額を予算計上しておりませんでしたので、活動手当として 54 万円を追加計上するものです。8 節報償費 62 万円の減は、農業委員が農地利用状況調査をする際に、出務謝礼としてこれまで支出をしておりましたが、国の措置制度が廃止されましたので皆減させるものです。3 目農業振興費 13 節イノシシの処分業務委託料 34 万 4000 円と、19 節イノシシ緊急特別対策事業補助金 50 万円は、当初 1,000 頭の捕獲数を計画しておりましたが、1,100 頭の処分頭数となる見込みなどからいずれも追加をお願いするものです。また、19 節やすらぎ里新茶まつり補助金減は、事業が実施されなかったことによる減。その他の 8 節から 19 節までの各事業の減額は、執行残額をそれぞれ減額しております。

22 ページ、4 目土地改良事業費及び 8 目中山間地域等直接支払事業費の執行残額をそれぞれ減額しております。

23 ページ、9 目農業振興企画費 1000 万円の減は、東そのぎロハスの郷づくり事業が地方創生事業に採択されませんでしたので皆減しております。

25 ページ、8 款 2 項 2 目は、国庫補助事業として実施しております橋梁点検費用の総額が決定しましたので、13 節委託料の執行残額を不足する 15 節工事請負費へ流用するものです。

26 ページ、8 款 4 項 1 目 19 節彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金は、彼杵港の整備を県営事業をとして実施される際の町負担金となっております。当初 1 億 7220 万円の事業に対し 6 分の 1 の 2870 万円の負担金を計上しておりましたが、国から県に対し 3609 万円の事業内示となりましたので、町負担金を 2268 万円減額しております。

27 ページ、8 款 7 項 2 目平似田太ノ浦線道路改良事業費から、とびまして 31 ページ、10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費までは、いずれも執行残額をそれぞれ減額しております。

32 ページ、11 款 1 項 3 目 28 年農地等災害復旧事業費の財源更正は、県補助金が予想以上に交付されることになりましたので、地方債及び受益者負担金を減額し、国県支出金及び一般財源を増額する財源更正を行っております。

戻っていただいて、8 ページをお願いいたします。歳入 11 款 1 項 1 目地方交付税は、今回補正の財源とするため普通交付税 49 万 9000 円を追加しております。なお、本年度最終の普通交付税総額は 19 億 1356 万 7000 円となっております。

9 ページ、13 款 1 項 3 目災害復旧費分担金 185 万 2000 円の減は、先ほど申し上げましたように、県補助金が予想以上に上回るようになったことによる減額を行っております。

とびまして 11 ページ、16 款 2 項 4 目 1 節県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 25 万円の追加は、歳出で説明しましたイノシシの捕獲頭数増によりまして、イノシシ緊急被害防止総合対策事業費 50 万円の 2 分の 1 が交付されるものです。また、7 目災害復旧事業費県補助金の増は、歳出で説明しました補助率の増によるものでございます。

戻っていただいて、10 ページをお願いいたします。15 款国庫支出金及び 11 ページ、16 款県支出金で、先ほど説明しました以外の部分の歳入総額は、歳出で説明しましたそれぞれの事業の減額又は減額により国県支出金の減額を行っております。

12 ページ、19 款 1 項 1 目及び 3 目の減は、一般財源の目途がついたためそれぞれ減額をいたし

ております。また、4目ふるさと創生事業基金繰入金の減は、東そのぎロハスの郷づくり補助事業が地方創生交付金事業に採択されるまでの間、この基金を充当してございましたけれども、創生事業に採択されず、また短期での事業実施も見送りましたので、1000万円を減額しております。6目教育文化施設整備基金繰入金の減は、千綿、彼杵両中学校の体育館改修費に基金を充当してございました。それぞれの工事費に執行残が出ましたので、併せて240万円の減額を行っております。

13ページ、21款4項5目雑入は、公用車または消防車運転中の事故に係る保険金の支払い。多面的機能支払推進交付金の減は、多面的機能支払事業の推進に係る事務費が協議会から交付されまされずけれども、予想額を下回った交付となったことから18万8000円を減額しております。

14ページ、22款1項1目土木債から5目教育債は、説明に記載しております事業の入札執行残額の減額。6目災害復旧費は、公共債と農地債に借入れを予定してございましたが、農地債に対して県補助金の交付が予想を上回る交付となりましたので、農地債に対する起債予定額800万円を皆減しております。

戻っていただいて、4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。2款3項はマイナンバー法に基づき、通知カード・個人カード関連事務委託料については、マイナンバーカードの発行が国の見込みほど進んでおりません。そのため、平成28年度に繰り越しました平成7年度分、年割分で平成28年度分のカード発行が賸えております。そのため65万6000円を、国の指示もありましたので繰り越すものです。精算時期は来年度末予定となっております。

4款1項、簡易水道事業特別会計繰出金については、国の2次補正が昨年11月中旬に内示がありました簡易水道再編推進事業統合簡易水道全域地区、町内6か所の利用に対する一般会計の繰出金1506万7000円及び生活基盤近代化事業基幹改良彼杵地区法音寺6工区の事業に対する一般会計繰出金503万4000円、合わせて所要額2010万1000円の工事完了が年度末に見込めないため繰り越すものでございます。事業完了は7月を予定しております。なお、先に水道の繰越明許費を願いをしております。本来ならば一緒に上げなければいけなかったもので失念いたしておりました。どうも申し訳ございません。

6款1項農業費、畜産クラスター構築事業補助金は、繁殖牛舎1棟の建築費及び妊娠牛などの導入経費に対する補助であります。牛舎建設予定地は都市計画内にあり、建築基準法第43条第1項に規定する道路に2m以上接する必要がありますが、この条件を満たす用地ではなかったため、建築審査会の許認可が必要となりました。その許認可を受けるのに不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込めないため、所要額1378万2000円を繰り越すものです。事業完了は、これも7月末を予定しております。3項水産業費、水産物供給基盤機能保全事業は、本年度、東彼杵町全体の漁港機能保全計画の作成、音琴地区水域施設保全実施設計、漁港音琴地区底質調査業務及び音琴地区漁港浚渫工事の4事業を計画し、昨年10月6日から本年3月17日までの履行期限内で、町全体の保全計画作成業務委託を現在行っております。この他の事業については、この全体の保全計画に基づき執行することとなることから年度内の完成が見込めませんので、所要額684万4000円を繰り越すものでございます。事業完了は12月末を予定いたしております。

8款2項道路橋梁費。道路橋梁維持・新設改良事業は、里第2橋補修工事に係るネクスコ西日本、施業者との工事打ち合わせ協議において、特殊作業車を使用した作業は、強風が吹く冬場には作業が困難であり、また、接着剤の乾燥不良が起りやすいなどが判明しました。そのため工事時期

を4月以降に実施する必要が生じたため年度内の完了が見込めず、所要額900万円を繰り越すものです。事業完了は5月末を予定しております。木場本線道路改良事業は、木場本線改良工事その11において施工範囲上空に高圧2万ボルトの架空電線があり、2月末までに移設工事がかかったことから年度内完了が見込めず、所要額1370万円の繰越しをお願いするものです。事業完了5月末を予定しております。7項防衛施設周辺整備事業、太ノ浦周辺用水対策事業は、山頭池、四川内池流入水路に雨量10mm以上、連続3日雨量程度に降雨があった時の濁水調査を実施することで、調査業務の契約を1月20日に締結しておりますが、これまで降雨が続くことがございましたので、梅雨時期まで調査ができない可能性もあることから所要額48万6000円を繰り越すものでございます。事業完了は6月末を予定しております。8項辺地対策整備事業費、町道里一ツ石線改良事業は、工事図面に測量誤差があり、その修正に2か月ほど日数を要し、年度内での事業完了が見込めないことから所要額3420万円を繰り越すものでございます。事業完了は5月末を予定いたしております。

10款2項小学校費、千綿小学校排水路改良工事は、見積もり合わせを2回実施しましたが、落札者がなかったため、3月1日に随意契約により落札者を決定・発注しております。年度内完成が見込めないため、所要額150万円の繰越しをお願いするものです。事業完了は4月中旬を予定しております。

11款1項農林水産施設災害復旧費は、本年度発生しました農地等災害30か所の復旧工事について、12月に国の査定が終了し、15工事に振り分け入札を行いました。しかしながら、複数の工事において最多で計4度の再入札となり、結果、2月22日に全工事の発注作業が完了し、15工事のうち9工事の年度内完了が見込めないため所要額3000万円の繰越しをお願いするものです。事業完了は5月末を予定いたしております。

5ページ、第3表地方債補正につきましては、彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金から最後の現年補助災害復旧事業までの、それぞれの補正後の借入れ額の限度額、起債の方法、利率及び償還方法でございます。

戻っていただいて、1ページから3ページの第1表及び6ページから7ページの事項別明細書は積み上げですので説明を省略いたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

委員会付託の議案でございますので、町長に1点だけお尋ねを申し上げます。

23ページ、ロハスの郷づくりの事業が事業中止となっておりますけれども、これは去年も1000万円の補助事業でした。現在も4、5名の方がそこにお住まいと思っておりますけれども、今後の家賃とか光熱費あたりはどうなるのか。たぶん、そこには部屋を、10部屋ぐらい畳を入れ替えたり、改装をしたりエアコンを付けたりして10部屋ぐらいがきちっとされていると思うんですけども、今後のそういった部屋の利用法は何か計画をされているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは一昨年ぐらいの秋以降に計画を議会にいたしましたけれど、その計画と全く違うような事業が展開されておりまして、独立採算制で、ここで収支のシミュレーションまで出して説明しましたけれども、全く内容が違っております。ですから、これは3月末をもって、契約しておりませんが、閉鎖ということで考えております。そして新たな事業がないか、公募あたりをして、そういう事業ではない別のものを、その施設を使った何かできないかということで、今、担当にも指示をしております。家賃とかそういうものは考えておりません。一応一旦そこで終わって、そして新たな。最低、今回の予算には光熱水費と維持管理、それだけはしておかないと浄化槽がありますので。それは町の方でやりますけれども、その間で募集あたりをかけていったらどうかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それでは、今お住まいの方は、3月末で一旦出ていただくということですね。そして新たな何かをされる方を募集して、どういう利用をされるかわかりませんが、現在耕作している畑、自前の畑もあるし、中岳の畑を借りて耕作されている畑もありますから、そういったものは一旦白紙に戻してゼロからのスタートということで考えていいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は事業的にはやめますので、今、議員がおっしゃったように耕作の契約あたりがあります。すぐやめて欲しいんですけどその辺の借主との話があるでしょうから。私は12月ぐらいのもっと前からやめるということをはっきり表明してますので、それなりの話はしていると思います。今入っている方には話しをしていると思いますので、できるだけ速やかに退去していただくということで考えております。

○議長（後城一雄君）

質疑ありませんね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第15号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第16号 平成28年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第14、議案第16号平成28年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 16 号、平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)でございます。
歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2822 万 1000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 1273 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出の後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金は、確定により減額計上し、総務費、保健事業費も支払実績により減額いたしております。また、療養給付費負担金前年度返還金を追加計上いたしております。歳入は、実績及び確定により前期高齢者交付金、共同事業交付金、前年度繰越金を追加計上し、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金を減額計上いたしております。また、財政調整基金繰入金を減額し、財源更正を行っております。詳細につきましては、健康ほけん課次長に説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課次長。

○議長(後城一雄君)

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長(構浩光君)

議案第 16 号、平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、町長に代わりまして説明いたします。

予算書歳出の 14 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費、13 節委託料につきましては、57 万 2000 円を減額計上しています。

15 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付費につきましては財源更正です。

16 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましても財源更正です。

17 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金につきましては、支援金額が確定しましたので 1350 万 6000 円を減額補正を行うものです。

18 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目介護納付金につきましては、支援金額が確定しましたので 1121 万 7000 円を減額補正を行うものです。

19 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金 771 万 1000 円及び同 2 目保険財政共同安定化事業拠出金 1327 万 1000 円は、それぞれの拠出金の額が確定しましたので減額補正を行うものです。

20 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費につきましては、額が確定しましたので 183 万 8000 円を減額補正を行うものです。

21 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目、人間ドック健診補助金 150 万円の減額補正であります。これは受診者の減によりまして健診補助金を減額するものです。

22 ページをお願いいたします。11 款 2 項 2 目療養給付費負担金返還金。返金実績により前年度精算返還金が生じたので、2139 万 4000 円の追加をお願いするものです。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目退職被保険者等保険税 94 万 3000 円の減額補正であります。最終収入額を見込み、減額をするものです。

6 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金につきましては、実績見込により交付額を変更しましたので、3736 万 5000 円を減額計上。2 目高額医療費共同事業負担金につき

ましては、6万5000円を減額計上するものです。

7ページをお願いいたします。3款2項1目、定率の国庫負担金では解消できない中層間の財政不均衡を調整するために交付される財政調整交付金ではありますが、実績見込により交付額が変更されましたので、171万5000円を追加計上するものです。

8ページをお願いいたします。4款1項1目、退職者医療費の療養給付費に対して社会保障診療報酬支払基金から交付される療養給付費交付金ですが、退職被保険者給付費の見込額の減に伴い2134万4000円を減額計上するものです。

9ページをお願いいたします。5款1項1目前期高齢者交付金は、前期高齢者65歳から74歳の加入者に係る費用について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための交付金が確定しましたので、1533万1000円が追加交付されるものです。

11ページをお願いいたします。7款1項1目共同事業交付金及び同2目保険財政共同安定化事業交付金は、本年度分の交付金が確定しましたので、共同事業交付金につきましては1343万6000円の追加、保険財政共同安定化事業交付金は1193万1000円を減額計上するものです。

12ページをお願いいたします。9款1項1目1節国民健康保険財政調整基金繰入金2484万6000円の減額ではありますが、前期高齢者交付金及び共同事業交付金等の追加により減額するものであり、取り崩し後の財政調整基金は1億5173万3000円となっております。

13ページをお願いいたします。10款1項1目繰越金3785万6000円の追加補正ではありますが、今回の補正の財源とするため、留保しておりました前年度繰越金を全て追加するものです。

戻っていただいて、1ページ、2ページの第1表及び3ページ、4ページの事項別明細書につきましては、これまでの積み上げですので説明を省略いたします。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

20ページと21ページにまたがりますが、特定健診の減と人間ドックの減、これは前年度に比べてどのくらい、何名くらい減になっているのかお尋ねをします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

20ページの予算と比較をします。個別が300名に対して233名の受診です。集団が700名で593名となっております。全体で174名の減となっております。それから、人間ドック費の補助金ですが、これは192人に対して121人となっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員の質問と直接関係はございませんけども、特定健診ですけども、職員が頑張りまして長崎県でナンバー1になりました。よく頑張りましたということで紹介しておきます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしたら、この健診の増減によるものと、医療費の増減、この辺は比較することもありますか。例えば、健診が少なかったら病気の発見が遅れたから医療費が上がるとか。そういうことが裏づけられるようなデータの収集をやっているのかどうか。人間ドックも特定健診もです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは国保データベースというのが機能しておりますので詳細にわかります。だから、長崎県で何番の位置になるかわかります。本当は国保を全部調べたいのですが、プライバシーがあるものですからあれなんですけれども、基本的にはそういうことでわかるようになっております。補足で健康ほけん課次長から説明させます。健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

データの的に5月の診療分が一番安定しているということで、速報が出ておりまして、東彼杵町は入院プラス入院外の順位としては4位です、県で。それから、一番入院で多いのは精神、筋骨格、循環器系機能がほぼ50%占めています。通院につきましては、内分泌、糖尿病、それから循環器系、血液関係が45%を占めております。以上です。

○議長（後城一雄君）

よろしいですか。

○——△——

はい。

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 17 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 15、議案第 17 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 17 号、平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 443 万 3000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 8134 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由が、歳出について財政調整基金等 2411 万 7000 円を追加計上し、建設改良費 1440 万円、統合簡易水道事業 450 万円、彼杵簡易水道基幹改良事業 580 万円、千綿簡易水道基幹改良事業費 110 万円、太ノ浦簡易水道基幹改良事業費 275 万円を実績見込みによりそれぞれ減額いたしております。歳入につきましては、繰入金 1766 万 4000 円を減額いたしまして、消費税還付金等 1323 万 1000 円を追加計上いたしております。詳細につきましては、水道課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

代わって説明をいたします。議案第 17 号を説明いたします。

8 ページからお願いいたします。1 款 1 項 1 目の共済組合の負担金と財政調整基金積立金、合わせまして共済組合負担金は 25 万円、財政調整基金積立金については 2386 万 7000 円の追加であります。

9 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目建設改良費における工事請負費につきましては、中尾本線水道管布設工事及び公共下水道事業水道管布設替工事、並びに里一ツ石線水道管布設替工事、3 件の実績における減額であります。1430 万円でございます。17 節の公有財産購入費につきましては、彼杵簡易水道に伴う用地の買収における山林の、実績の 1,059 ㎡でございます。この分の減の 10 万円でございます。

続きまして、2 款 1 項 2 目、先ほど説明にありました統合簡易水道事業からであります。3 節につきましては、職員の手当について、おおむね時間外の実績による 300 万円の減額であります。11 節につきましては、需用費等含めまして 80 万円の減額であります。15 節工事請負費につきまし

て、実績につきましては、8本の工事、管渠延長、おおむね2,400mの布設でありました。他にポンプ施設及び電気施設等の実績一式における減額でございます。

続きまして、2款1項3目11節需用費につきましては、印刷製本費の不用額20万円の減額でございます。15節につきましては、彼杵簡易水道基幹改良事業の工事实績であります。工事の内容は、2件の工事实績でございます。1,113.6mの実績の内、大楠の交番をご存知でしょうか。そちらの国道の横断、推進工事を今年実施しております。その内の16.7mが推進工事でございます。

2款1項4目15節、千綿簡易水道基幹改良事業の工事实績について、こちらも実施2工事の管渠延長1,278mによる実績の減額でございます。

2款1項5目太ノ浦簡易水道基幹改良事業の9節、11節の需用費は、実績の不用額。15節につきましては、実施1工事499mの実績の減額でございます。

次に、歳入の5ページをお願いいたします。7款1項1目一般会計繰入金は、精算の見込額について554万円の減額でございます。

6ページをお願いいたします。7款2項1目基金繰入金につきましては、事業費におけます繰入金でございます。1212万4000円とするものでございます。こちらも減額でございます。

7ページをお願いいたします。9款2項3目雑入については、先ほど説明をしました消費税の、本年度の還付金1375万4000円、並びに公共下水道工事分補償費14万2000円の追加。里一ツ石線の補償費につきましては、66万5000円の減額でございます。

1ページから4ページは積み上げの説明でございますので、省略をさせていただきます。なお、今回の補正の計上につきましては、総額を含めまして6億8134万5000円というかたちでの計上をさせていただきますが、全体の予算として臨時議会の方で明許の承認をいただいております。そちらを含めまして、全体の予算を管理をする中で未払い金の予定をしておりますので、こちらは公会計予算の方で説明をさせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第16 議案第27号 太ノ浦周辺用水対策工事請負契約について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第16、議案第27号太ノ浦周辺用水対策工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第27号、太ノ浦周辺用水対策工事請負契約についてでございます。

契約の理由が、太ノ浦周辺用水対策工事でございます。契約の方法は指名競争入札による契約。契約の金額が1億422万円でございます。契約の相手方が、長崎県佐世保市光町109番地、株式会

社堀内組 代表取締役 山下功三。

提案の理由が、太ノ浦周辺用水対策工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

添付をいたしております A3 の平面図で工事概要の説明をさせていただきます。

まず、対象となりますため池ですけれども、大野原演習場の中に位置をしております山頭池と四川内池の二つのため池になりまして、受益地はそれぞれ同じ受益、太ノ浦地区の水田、畑の灌漑用水用のため池でございます。この二つのため池につきましては、演習場内に水域を持っておりまして、場内に降った雨をそのまま取水して、ため池としての機能を保全しているというところでございます。場内の勾配からため池へ土砂が大量に流入いたしております。受益地の太ノ浦周辺で用水不足が発生いたしておりますので、その対策としまして本工事を実施いたします。

工事期間につきましては、平成 30 年 3 月 20 日までを予定工期といたしております。工事概要につきましては、まず図面の赤の着色部分、山頭池になりますけれども、これまで堆積しました土砂 1,200 m³の浚渫を行います。それに併せまして、今後の予防対策としまして、オレンジ色で着色しています所に、沈砂池と言いまして流入する土砂を沈降させまして、土砂のため池への流入を防ぐような施設でございます。これを 2 か所設置をいたします。併せまして、沈砂池に接続する青色で着色している同水路につきまして、コンクリートのライニング工事を実施いたします。そのオレンジ二つを結んでおります黄色の着色部分がこれら施設の管理用道路ということで、工事の中で設置をいたします。以上が山頭池関係の対策工事になります。それから、右の方に緑色で着色をしている部分が四川内池の対策区域になります。四川内池につきましては、堤体が非常に老朽化をいたしまして、漏水が非常に激しいということで、全面的に堤体の改修を行いまして機能を保全するという計画をいたしております。以上のような工事内容でございます。また、今回の契約相手方であり堀内組につきましては、平成元年から 2 年にかけて実施をいたしました山頭池の堤体の全面改修工事の請負実績、並びにそれ以降、平成 5 年になりますけれども、近くにあります足形池の堤体の全面改修工事の実績等を有しておりますので、技術的にも特に問題はないと考えられます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 27 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号太ノ浦周辺用水対策工事請負契約については、
原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後 14 時 16 分）

再 開（午後 14 時 24 分）

日程第 17 町長の施政方針説明

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に、日程第 17、これから町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（渡邊悟君）

説明に入ります前に訂正をお願いいたします。6 ページをお開きください。6 ページの 2 行目になりますけど、中央教育審議会が学校指導要領と書いてありますが、学習指導要領、学校の校を習に変えて欲しいんですけども。6 ページの一番上です、8、教育・スポーツ・文化の振興の次です。走りだしです。中央教育審議会が学校指導要領と書いてありますが、学習指導要領をお願いいたします。

それでは、ただいまから施政方針ということで、平成 29 年度一般会計予算案をはじめ特別会計予算案並びに重要案件につきましてご審議いただくにあたり、町政運営に臨む私の所信並びに町政の基本方針の一端を申し上げます。

平成 29 年度の国内総生産の成長率は、名目 2.5%程度、実質 1.5%程度と見込まれていますが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられます。地方公共団体においては、引き続き厳しい財政状況と税財政制度上の対応の見通し、また政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要であります。

社会保障債務 2000 兆円に、たとえ高齢者医療の綻びを繕えても、それだけで光明がさすわけで

はありません。学習院大学の鈴木亘教授の試算では、年金、医療、介護にかかる債務は 2030 年時点で今より 350 兆円増えて 2000 兆円規模に達すると言われていています。

支えを求め高齢者が増え続け、細る現役がその負担を迫られます。制度を根本から作り変えないままの不都合な未来はもう目の前に来ています。

このような中、東彼杵町の平成 29 年度当初予算案について、一般会計と 8 特別会計の予算総額は 81 億円で前年度より 7 億円の減少で、対前年度比 8.1%減となりました。減少の主な要因は、一般会計においては保育園整備の完了、水道会計は基幹改良並びに統合事業など施設の長寿命化事業の完了によるものです。

このように超高齢社会に立って、人口が減少しても町民皆様の福祉が損なわれないようにすることが、町政運営の前提であります。

まず、住民主体の地域づくりといたしまして、活力あるコミュニティーを形成するためには住民皆様が主体となって支え合うことが基本でございます。人口減少を避けることは困難をきわめますが、このために一昨年前から行っています T 型集落点検での 5 集落の点検結果は、55 歳以上が 50% を人口構成する準限界集落は、東彼杵町のほとんどの集落が該当しますが、各地区の周辺地区や隣接市町でお住いの方々を含めた、東彼杵町と関わりのある方々の支援や協力体制で人口減少を克服できること。人と人が支えるしくみが可能であることが判明しました。したがって、東彼杵町には限界集落はないこととなります。このように住民皆様ができることを行っていただき、住民皆様が参加するしくみづくり、人と人が支えるまちづくりを推進いたします。このため新たに、予算にはまだ上げておりませんが、3 地区程度の集落点検を実施したいと考えております。併せまして全国で活躍されている実践者を招へいして地域づくりにおける地域のリーダーの人材育成を行います。

地方創生事業は、一流の田舎推進プロジェクトとして空き家活用や移住対策等や住環境整備等、総合的に地域の活性化を図ります。

2 つ目でございますけども、交流、定住人口の拡大するまちづくり。

定住促進は、年々その成果が上がっています。総務省が発表した平成 28 年の人口移動報告で、長崎県内で減少している 12 市 5 町のうち、東彼杵町は 2 番目に人口が減少していない町でした。これは、本年 1 月 1 日の長崎新聞のトップ記事に「二度の震災を乗り越えて」として、東彼杵町に定住されたご家族のような方々が転入されています。これからも定住促進を積極的に推進いたします。

空き家活用は全国各地の多くの皆さんから希望がありますが、空き家不足の状態です。是非、町民皆様の積極的なご協力と情報発信で交流人口や定住人口の拡大に向けて取り組んでまいります。起業家等支援は昨年引き続き行ってまいります。

次に、本年度 8 月には西日本電信電話株式会社との包括連携により、光ブロードバンドの整備が全町的に完了いたします。光ブロードバンド整備で情報発信が容易になることに加え、若者の町外流出の歯止めや、移住促進に拍車がかかるなど波及効果も期待されます。これらの事業に伴う負担金を本年度負担いたします。さらに ICT を活用した光のまち整備事業も本格稼働に向けて取り組みます。

また、お試し住宅による体験事業として、里地区の古民家を活用した定住促進を図ります。

3、農林水産業の振興。

環太平洋戦略的経済連携協定は、米国トランプ政権発足でちやぶ台返しとなりましたが、これから二国間での経済連携協議の動向が注目されます。

来年から水田の生産調整が廃止をされ、離農時代の到来が懸念されます。

茶につきましては、本年度、全国お茶まつりが長崎県で開催されます。茶生産者におかれましては、大会の成功と茶業振興に全力を挙げていただきますようお願い申し上げます。また、高機能発酵茶製茶機械整備や防霜ファン設置などの対策など予定しています。

中古ハウス活用事業として、ミニトマトによる複合経営など試行的な事業も計画をしております。青年就農給付金事業、耕作放棄地解消対策並びに鳥獣害防止対策等、引き続き取り組んでまいります。

農業の六次化では、小さな楽園創造事業で、木場みのりの会が本格的な生活サービス、及び農業の六次化に取り組まれます。加工販売所としては、東彼杵町での初めての試みとして大きな期待をいたしています。

グリーンツーリズム推進事業は、拡大に伴う商品化、農泊などの取り組み、農業漁業の農泊等をビジネスとして実施できる体制の構築が必要でございます。また、地域に眠っている資源の魅力づくりや観光コンテンツを磨き、そのための体験施設整備も必要となります。できることから取り組んでまいります。

町特産品開発として、一地区一特産品以上コンテストを開催いたします。それぞれの地区には、独自の風土、文化があり、その中で暮らしを営む知恵を持った人々がいらっしやいます。そこには優れた技術があり、一流の素材がありますので、これらを活かしてまちづくりを行います。

林業振興は、国産材の輸出額が政府支援での伸びが期待されております。森林組合を中心に取り組んでまいります。引き続き、総務省地域おこし協力隊による炭焼きプロジェクトも支援をいたしてまいります。

水産業は、喫緊の重要な課題であります後継者問題を避けては通れません。大村湾漁業協同組合との連携を強化して、何か対策を打たなければ大変なことになります。施設整備は音琴漁港浚渫工事並びに漁港長寿命化計画を策定いたします。

4、商工観光業の振興。

商工業の振興は、高齢化社会への進展のなかで大変厳しい環境にあります。しかし、何もしなければ衰退がみえています。生き残りをかけた真剣な議論を行っていただきたい。そして集落点検などによりきめ細かな実態把握を行い、高齢者のニーズに的確に応えることで商店に活力が芽生えます。まずは届けるサービス、次は顧客の求める商品、家庭内在庫を知るマーケティング力、最後はクレジット機能があれば十分採算性が取れます。そのシステムづくりなど、引き続き商工会との連携を図ります。空き店舗活用、コミュニティービジネスの育成、自然、風土、食材、歴史、文化を活かした地域交流推進など、そこにあるものをもう一度見直し活性化を図ってまいります。グリーンツーリズムの持続的な振興は、農家だけではなく漁家なども知恵を出していただき、農漁商工連携して取り組みを支援します。

東彼杵町の交流拠点であります道の駅彼杵の荘は、平成28年1月27日国土交通省の「重点道の駅」に選定されました。障害者支援施設が行う移動販売車による買物支援と、農産物の集荷・販売

システムの確立などが計画されています。

さらには、産業振興、6次化商品開発販売、観光総合窓口、地方移住等の促進で「一流の田舎みがき」、また防災拠点の施設整備などを計画しております。

観光では、ふるさと交流センターを昨年度立ち上げましたが、まだまだ試行的な事業を取り組みながらノウハウを点検評価し、独立採算制で運営できるよう支援し、東彼杵町の情報発信などの展開を図ります。

5、保健医療福祉のまちづくり。

平成27年度に「健康東そのぎ21(第2次)」を平成36年度までの取り組みとして策定をいたしました。生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図り、全てのライフステージにおいて町民皆様一人一人の健康増進の意識と行動を支援するため施策を推進します。また、データヘルス計画を基に医療や健康のデータ分析により、健康障害のリスクを軽減する取り組みを進めます。生活習慣病予防での特定健診は積極的に推進いたします。

国民健康保険制度は、平成30年度から長崎県が事業運営の中心的な役割を担います。現在、移行に向けて国保税などの徴収方法などの試算が行われています。本町も本年度は国保税の引き上げもなく据え置きで、更に財政調整基金の取り崩しも計画通りの健全な運営状況となっております。

介護予防・日常生活支援総合事業で、軽度な要支援への訪問介護などが、市町村への総合事業に平成29年度から移行いたします。これからは、地域が支える生活支援などの仕組みを、地域包括ケアシステムの構築強化で早急に対応する必要があります。それらにより介護費の抑制に向けて互助の力で高齢社会を乗り切らなければなりません。

障害者福祉は第5期障害者福祉計画(平成30年度から平成32年度)を策定しますが、障害のある人が地域リハビリテーションの理念に基づき、住み慣れた地域での生活を継続しながら、共生社会の実現に向けての取り組みを推進いたします。

少子化が急速に進展するなか、町の将来を託す子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりを引き続き行います。未就学児から中学生までの医療費の一部を無償化します。これまでの少子化対策としての出生祝金は、将来を見据えて倍増して支給します。

また、3世代同居等促進事業補助事業は、住まい・環境づくりを推進するためリフォームや中古住宅購入費など助成いたします。

後期高齢者医療で、長崎県は一人当たりの医療費が高く、後期高齢者医療制度導入の平成20年度から平成26年度まで全国ワースト4位となっております。更に毎年上昇傾向であります。また、前期高齢者は後期高齢者と同じ期間で全国ワースト1位です。このため、10年後には前期高齢者から後期高齢者にシフトいたします。そうしますと、医療費の高騰が続くことが危惧されます。特に、東彼杵町も長崎県内で極めて高い一人当たりの医療費であります。どこまでの医療給付を求め、どこまで負担するのか。コスト意識を高め、将来世代への責任を果たさなければなりません。

6番、環境保全・整備のまちづくり。

町道平似田太ノ浦線の改良工事は、皆様のご協力により早期に全線の改良が完成しました。大野原高原線並びに中尾本線の改良工事は、用地買収が中心で早期完成を目指します。橋梁点検の実施を継続し、橋梁補修工事も緊急度の高いものから改良いたします。

町営バス運行は、昨年度の学校統合によって児童等の乗者数の激減で、運行経費は大幅な赤字と

なっています。乗者数の減少は今始まった訳ではありませんが、収益率の低下が著しく、高齢社会での運営のあり方など検討しなければと考えております。

通信計画は、オフトーク施設の廃止に代わる通信手段が、防災機能も含めて町民皆様には大きな変革となります。大変ご不便をかけると思いますが、時代のすう勢に合わせたインターネット社会への移行で、将来を見据え、情報を町民皆様に取りにいく時代が変わることとなります。

港湾計画は施設の老朽化などで荷揚げ場エプロンなどの維持工事が予定されています。

防衛事業としては、太ノ浦地区用水対策での山頭池浚渫・沈砂池設置、四川内池堤体改良工事など漏水対策に着手いたします。

7番、生活環境のまちづくり。

水道事業は、本年度で基幹改良、統合事業が完了いたします。また、本年から公営企業会計となり、会計の見える化で効率化を目指します。人口減少による水道施設の利用率など注視し、将来に向けたコスト削減など検討いたします。

下水道事業は、千綿宿地区を中心に事業の進捗に努めます。一方、合併浄化槽事業は計画に沿った設置を推進します。引き続き、大村湾水質浄化を加速させる重要な役割を果たしていくこととします。

交通安全計画は、児童が歩道で死亡する事故などが相次いでいます。このため昨年は、ゾーン30での路肩部などの対策を行いました。国道歩道部の防護柵未設置箇所、安全な通学道路を設置するなどの要望を行ってまいります。

オフトーク放送が本年度末で終了いたします。このため、町民を守るための緊急放送などの対策として、防災ラジオによる防災・災害情報システム導入につき電波調査及び中継局設置設計等を実施いたします。

地震対策は、これまでの震度予測が見直され、震度6を想定すべきとされましたが、このため国の制度の耐震改修補助金などを活用して安全なまちづくりを目指します。

8番、教育・スポーツ・文化の振興。

中央教育審議会が学習指導要領の改訂を文部科学相に答申しました。英語教育の開始が小学校3年生からに早められます。「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」にも踏み込み、能動的な学習を導入するとされています。要領の実施は、早くて平成32年度からで、約10年ぶりの改訂となります。

彼杵小学校統合後の子どもたちの元気な様子が、学校教育のなかで見てとれます。また、外国語指導助手（ALT）を昨年度から各学校専任体制で行っております。子どもたちの英語力が向上することを期待をいたしております。

中学校の統合については、将来を担う子どもたちのために、望ましい教育環境の実現に向け、町民皆様とともに取り組んでまいります。

スポーツ振興においては、人口減少でいろいろなスポーツ運営に支障が発生していますが、スポーツ教室を中心に子どもたちの希望する運動がカバーできていると思います。引き続きスポーツ教室での取り組みを支援してまいります。

文化振興は、国際交流事業を引き続き実施いたします。人形浄瑠璃は後継者育成に向けて積極的に取り組みます。九州人形芝居フェスタは、第1回目を東彼杵町で開催いたしました。開催が一

巡し、本年また東彼杵町で開催いたします。併せて淡路人形座からの指導も引き続き行います。お茶畑ロードレース大会も年々参加者が増加しております。交流人口の拡大など、文化の香るまちづくりを推進いたします。

9番、行財政運営について。

行政運営では、自立的かつ効率的な運営を行うため、住民皆様の要望の多様化に対応し、また、東彼杵町の独自性や特色を生かしていくために、職員自らがその殻を破り、多様性と創造性を持つ人材へと変わらなければなりません。そして、町民皆様におかれましても、この町の課題解決に向けての人材育成を重点施策として取り組む必要があります。これまで町民皆様にまちづくりを勧めてまいりましたが、職員自身が変わらなければ、町民皆様が変われないと考えます。もう一度足元を見つめなおし、東彼杵町の宝物を見つけるため、すべての職員が行動し知恵を出し、人口減少時代に抗って地域の活性化を目指してまいります。

地方財政計画は、国の予算編成を受けて、国が地方公共団体の標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障し、国家財政・国民経済等との整合性を確保し、地方公共団体の毎年度の財政運営の指針を導いています。

地方財政計画の規模は前年度比1.0%増の86兆6100億円程度となりました。高齢化に伴う社会保障費の増加が要因で、前年度は1兆円を超えた繰越金が平成29年度ゼロとなる厳しい状況での地財対策となりました。活用できる財源をできるだけ確保し、概算要求段階で見込んだ地方交付税の減少と、臨時財政対策債の圧縮がなされています。地方の借入金残高は前年度から3兆円程度減少し、195兆円となります。地方債依存度は1.6%であります。

一般財源総額は62兆803億円と8年連続の増額で決定をいたしております。一般財源総額を確保しながら、財政の健全化目標の道筋も何とか維持することとなりました。

町税は、法人町民税が法人税率の改正、設備投資等で大きく落ち込む一方、個人町民税は給与所得で増となっています。固定資産税も、家屋、償却資産の増などにより全体では増となっています。地方交付税は地方財政計画により算定され、臨時河川等整備事業債の理論償還による算入終了、及び地域経済・雇用対策費の減少などで減額となるものでございます。

一人では何も出来ません、支えてもらえることが大きな感謝で、常に報恩感謝をもって自ら汗を流し、耳をかたむけ、よく聞く、そして心の扉を開き、今を未来へ、小さくても誇りをもって輝くまちづくりを目指します。

結びに、町民皆様の「幸せ」のため、より一層の財政健全化、そして将来の東彼杵町を見据えた町政運営を進め、町民皆様がこれまで以上に「このまちに住んでよかったと感じるまちづくり」に向けて全力で取り組んでまいります。

町民皆様、そして議員皆様のご支援、ご理解を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成29年3月9日、東彼杵町長 渡邊 悟。よろしくお願ひいたします。

○議長（後城一雄君）

以上で町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終日22日に予定しております。

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 18、議案第 18 号平成 29 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 18 号でございます。平成 29 年度東彼杵町一般会計予算でございます。

歳入歳出の総額は、それぞれ 48 億 8200 万円丁度でございます。詳細につきましては、財政管財課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

説明の前に、先に配付いたしました一般会計予算概要の 12 ページから 14 ページの 50 万円以上の事業概要を記載いたしておりますけれども、その中で概要ページとしておりますところの間違いがございました。大変ご迷惑をおかけしております。数人の議員の方からご指摘がっております、ありがとうございます。差し替え版を出しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 18 号平成 29 年度東彼杵町一般会計予算の概要について説明を加えたいと思います。一般会計予算総額は 48 億 8200 万円となり、対前年比 2 億 3600 万円、約 4.6%の減となっております。時間短縮のため、概要版といたしまして先に配付いたしております平成 29 年度一般会計予算目別増減内訳書で、増減の主なポイントだけ説明をいたします。

6 ページをお開きいただきたいと思います。歳出の説明からいたします。左の頁という欄の数字は、予算書の各目の始まる最初のページを記載いたしております。ページで説明いたします。61 ページ、1 款 1 項 1 目議会費 324 万 9000 円の増は、育児休業職員の復帰による職員人件費等 481 万 9000 円の増と、臨時雇い賃金 138 万 6000 円の減。

63 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費 1083 万 8000 円の減は、一般職員 2 名及び嘱託職員 2 名の人件費 1389 万 7000 円の減、区長会研修費用弁償 102 万円の皆増、例規システム初期導入委託料 216 万円の皆増となっております。

68 ページ、5 目財産管理費 3229 万 7000 円の減は、公共施設等総合整備策定委託料 1285 万 2000 円の皆減、庁舎関連工事の増減及び下三根地区歩道橋設置工事並びに町有建物屋根改修工事皆減によりまして、合計で 1097 万 3000 円の減、及びふるさと創生事業積立金 958 万 6000 円の減となっております。

71 ページ、7 目企画費 2 億 1365 万 9000 円の増は、町イチ村イチ事業費 97 万 5000 円の皆増。これは予算書の各費目に散らばっておりまして、町イチ村イチという名称は出てきておりません。それと ICT 光のまち整備委託事業費 649 万 4000 円の減、お試し住宅体験事業費 192 万 6000 円の皆増、及び光情報基盤整備事業費 2 億 2000 万円の大幅増となっております。

75 ページ、10 目地域づくり推進事業費 1046 万 1000 円の増は、地域おこし協力隊員報酬 144 万円の減、出産祝金倍増による 400 万円の増、空き家活用促進奨励金 425 万円の増、起業家等支援補助金 600 万円の増、及び長崎県小さな楽園づくり交付金 1500 万円の皆増、平成 28 年度の事業とし

て行いました写真によるまちづくりプロジェクト事業、地域集落点検調査事業、地域づくり人材育成事業委託料及び炭窯製作業務委託料が、合計で1137万8000円減額し、並びにコミュニティ活性化支援事業、地域おこし協力隊員起業支援及び地区施設整備事業補助金が、合計525万5000円皆減しております。

81 ページ、辺地地区集会所費は、施設の使用目的が体育施設でありますので、本年度から教育委員会の管理へと変更し、10 款 6 項 2 目の体育施設費に予算を計上し、廃目としております。

84 ページ、2 項 3 目滞納処分費 27 万 4000 円の増は、新たに不動産公売に取り組むための経費として、公売物件鑑定委託料を計上いたしております。

93 ページ、3 款 1 項 2 目老人福祉費 499 万 9000 円の減は、敬老祝金 110 万円の減、老人保護措置費委託料 270 万 9000 円の減、及び公用車購入費 96 万円の皆減となっております。

95 ページ、3 目障害福祉費 1234 万 6000 円の増は、第 5 期障害福祉計画策定業務委託料 250 万円の皆増、東彼地区保健福祉組合分担金（地域生活支援事業）203 万 3000 円の減、障害者医療（更生医療）300 万円の増、障害福祉サービス給付費 592 万 4000 円の増及び障害児通所給付費 241 万 7000 円の増となっております。

98 ページ、5 目国民年金事務費 177 万 9000 円の増は、国民年金電子媒体化システム改修業務委託料 177 万 6000 円の皆増となっております。なお、改修としておりますが、新たな設置事業でございます。

100 ページ、2 項 1 目 577 万 9000 円の増は、中学生福祉医療費対応の臨時雇い賃金 76 万 2000 円の皆増、3 世代同居・近居促進事業補助金 200 万円の皆増、及び中学生福祉医療費追加などによります福祉医療費 351 万 9000 円の増となっております。

101 ページ、2 目児童運営費 2202 万 4000 円の減は、施設型給付費 2260 万 1000 円の減。同じく 101 ページ、4 目児童福祉施設費 1 億 7235 万 8000 円の減は、認定こども園やまだこども園施設整備事業補助金 6337 万円の皆減、及びひまわり保育園施設整備事業補助金 1 億 953 万 6000 円の皆減が大きな減の要因となっております。

次に 108 ページ、4 款 1 項 3 目環境衛生費 1851 万 9000 円の増は、上杉墓地法面改修工事 294 万 5000 円の皆減、備品購入費（煙霧消毒機）2 台の購入費として 106 万 3000 円の皆増、新たな水産事業経営戦略策定業務委託事業などの増加により水道事業会計繰出金が 1993 万円増加しております。

117 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費 2244 万 2000 円の増は、うまかもんフェア開催時の 1 地域 1 特産品以上コンテスト出品支援助成金 170 万円、未来を創る園芸産地支援事業補助金 986 万 8000 円、全国お茶まつり長崎県大会における茶品評会出品支援事業補助金 129 万 2000 円、県央農協茶工場に設置いたします高機能醗酵茶製茶機械整備補助金 120 万円、認定農業者等が設置する中古ハウス活用事業費補助金 199 万 5000 円、全国お茶まつり長崎県大会負担金 139 万円などが皆増し、かがやく園芸産地実現緊急支援事業 857 万 9000 円、構造改善加速化支援事業補助金 2024 万 4000 円及び農業生産新技術普及支援事業補助金 537 万 7000 円が皆減しております。なお、多面的機能支払金は、これは 4 目の土地改良事業費に計上してはいたしましたが、事業の性質から農業振興費へ変更を行いましたので、3788 万 5000 円が皆増となっております。

130 ページ、7 款 1 項 2 目商工振興費 298 万 4000 円の増は、中小企業振興預託金を 400 万円減額

し、新たに創業支援のため 600 万円を預託し創業者の支援を行うこととしております。

131 ページ、3 目観光費 850 万円の増は、千綿駅を拠点とする観光地づくり等業務委託補助金 450 万円の皆増、町観光協会補助金 210 万円を皆減し、町ふるさと交流センター補助金 748 万 1000 円を皆増しております。

137 ページ、8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 763 万 9000 円の減は、橋梁点検を優先することとし、橋梁点検委託料 1560 万円を皆増し、工事請負費を 2500 万円皆減しております。

138 ページ、3 目木場本線道路改良事業費 1077 万円の減は、構造物詳細設計業務委託料 2000 万円皆増し、工事請負費を 4080 万円皆減しております。

139 ページ、4 目社会資本整備交付金事業は、昨年度まで別の事業としておりました大野原高原線道路改良事業費と中尾本線改良事業が同じ交付金事業のため、本年度から一本化して予算を計上しております。個々の事業費別では、昨年度より大野原高原線改良事業費が 3389 万 8000 円、中尾本線改良事業費が 4080 万円、共に減額となっております。

147 ページ、7 項 2 目太ノ浦周辺用水対策事業費 8765 万 2000 円の増は、職員 1 名増の人件費 903 万 9000 円の増、現地試験等委託料に 200 万円の皆増、及び改良工事 7300 万円の増となっております。

149 ページ、8 款 1 目町道里一ツ石線改良事業費 2181 万 7000 円の増は、工事請負費が 2000 万円、電柱等移転及び立木等補償費が 100 万円、それぞれ皆増しております。なお、平成 5 年度から開始しました本事業は、本年度で完了する予定となっております。

152 ページ、9 款 1 項 3 目消防施設費 1280 万 9000 円の減は、第 7 分団詰所建設関連経費が減額しております。なお、本年度、第 3 分団格納庫の新築工事及び小型動力ポンプ軽積載車の配備を予定いたしております。

153 ページ、5 目災害対策費 436 万 8000 円の増は、オフトーク通信に替わる災害情報伝達システム導入のため、電波調査・設計業務委託料を新規計上いたしております。

170 ページ、10 款 5 項 1 目社会教育総務費は、国際交流事業委託料 540 万円の皆増となっております。

177 ページ、5 目文化財保護費 204 万 2000 円の増は、人形芝居指導委託料 246 万 1000 円の減、淡路人形座研修謝礼 42 万 2000 円の皆増、九州人形芝居フェスタ出務謝礼等 271 万 4000 円が皆増しております。以上、歳出の説明を終わりますが、50 万円以上の事業概要を、本年度から別冊の事業概要書の 12 ページから 44 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御高覧ください。なお、その際、15 ページ以降の個々の事業内容の節に番号のない事業の予算書頁は、主な頁を記載しております。

それでは 1 ページに戻っていただいて、お手数をおかけしますが、1 目個人のあたみに 15 と頁の記載をお願いいたします。記載漏れをしておりました。

歳入 1 款 1 項町民税は、民間の賃上げを反映し、個人町民税が 3.5%増。設備投資及び為替変動による所得の減少並びに税率改正により、法人町民税 31.7%減少すると見込み、合計で 382 万 7000 円の減と見込んでおります。

16 ページ、2 項固定資産税は、家屋建築数の増加と費用の設備投資による償却資産の増加によりまして、829 万 9000 円の増と見込んでおります。

17 ページ、3 項軽自動車税は、昨年度、税率改正の影響を低く見すぎておりましたことによりまして、影響を正しく考慮いたしまして 553 万 8000 円の増と見込んでおります。

以下 20 ページから 27 ページまでは、地方財政計画及び各科目の平成 28 年度決算見込に基づき算定をいたしております。

30 ページ、11 款 1 項地方交付税は、地方財政計画△2.2%となっております。及び事業費補正（平成 8 年度起債同意算入終了）によりまして普通交付税は 1 億円減の 18 億 1000 万円、特別交付税は、昨年と同様の 8000 万円と見込み予算を計上いたしております。

38 ページ、15 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 750 万 2000 円の減は、歳出見込みにより子どものための教育・保育給付費負担金が 871 万 8000 円、児童手当負担金が 487 万 1000 円、共に減額となり、障害者自立支援給付費負担金が 256 万 9000 円、障害児通所給付費負担金が 125 万 9000 円、障害者医療費負担金が 155 万円、それぞれ増額となっております。

39 ページ、2 項 2 目民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金関係の補助金 5378 万 3000 円が皆減し、併せて保育所等整備交付金も 9550 万 4000 円減額しており、大きく減少となっております。

同じく 39 ページ、5 目土木費国庫補助金は、太ノ浦周辺用水対策事業補助金が 7828 万 3000 円の増額、橋梁点検事業交付金が 975 万円皆増し、反面、事業終了により平似田太ノ浦線改良事業補助金が 8508 万 6000 円皆減し、併せて中尾本線改良事業交付金が 845 万円、橋梁補修事業交付金が 650 万円、大野原高原線改良事業交付金が 2154 万円、道路改築事業交付金が 975 万円減額または皆減となっております。

51 ページ、19 款 1 項 2 目オフトーク通信施設等財政調整基金繰入金は、光情報基盤整備事業に繰り入れるため、大きく増額となっております。

60 ページ、22 款 1 項 1 目土木債は、町道平似田太ノ浦線改良事業の終了などにより、5400 万円と大きく皆減しております。

同じく 60 ページ、3 目臨時財政対策債は、昨年度予算 1 億 4000 万円に対し、実績は 1 億 2702 万 8000 円でした。大きく見すぎておりました。そのため地方財政計画では、プラス 6.8% となっておりますけれども、昨年の実績を考慮し 1 億 3000 万円で計上をいたしております。なお、過去 5 か年間の基金の状況及び交際費の状況、別冊の予算概要書 9 ページから 10 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御高覧ください。

平成 29 年度一般会計予算書に戻ってください。

11 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為ですが、3 件の債務負担を記載しております。上段は、町内中小企業者が中小企業振興資金を、又は創業者が創業支援資金を町が指定した金融機関から融資を受ける際に、県信用保証協会が履行期間中に受けた損失について 2 分の 1 の損失保証を町が負うという契約を信用保証協会と提携するための債務負担行為でございます。

中段は、合併処理浄化槽の設置に伴う水洗便所改造資金の融資を受けた債務者等の債務不履行により、取り扱い金融機関が受けた損失を町が保証するという契約を取扱金融機関と提携するための債務負担行為でございます。

下段は、水洗便所改造資金融資に対する平成 30 年度以降に発生する利子の全額を町が負担するという債務負担行為でございます。

12 ページ、第 3 表地方債につきましては、記載の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方

法を記載しております。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 18 号は、総務厚生常任委員会に負託します。

日程第 19 議案第 19 号 平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に日程第 19、議案第 19 号平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 19 号、平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ 33 万 8000 円でございます。内容につきましては、科目設定でございますので説明を省略いたします。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 19 号は、総務厚生常任委員会に負託します。

日程第 20 議案第 20 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 21 議案第 21 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 22 議案第 22 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 20、議案第 20 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 21、議案第 21 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 22、議案第 22 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算。以上 3 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 20 号、平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 3080 万円でございます。詳細につきましては、

健康ほけん課次長に説明させます。

次に、議案第 21 号、平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 500 万円丁度でございます。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明させます。

次に、議案第 22 号、平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 350 万円でございます。詳細につきましては、健康ほけん課次長から説明させます。いずれも慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

議案第 20 号、平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算について、町長に代わりご説明いたします。

始めに予算概要の 1 ページをお開きください。予算編成の中ほどから読みます。平成 29 年度国民健康保険事業特別会計予算総額は、対前年比 0.13%、200 万円増の 15 億 3080 万円を計上しました。歳出予算の増額の主な要因は、共同事業拠出金の大幅増加であるが、保険給付費、介護納付金の減額が影響し、前年度予算に対し 200 万円の増にとどまりました。これに伴い歳入も、共同事業交付金の増加に対し、療養給付費交付金、前期高齢者交付金が減額予算となりました。保険税も税率改定を見送ったため税収の伸びは見込めず、歳入不足を補うため、昨年度に引き続き国民健康保険財政調整基金の取り崩しを余儀なくされるなど、前年度に引き続き厳しい予算編成となりました。

それでは予算書の方をよろしくお願いたします。予算書の歳出の 29 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、365 万 7000 円の増の 992 万 6000 円を計上しました。主なものとしては、13 節委託料の国民健康保険システム改修業務委託料 413 万 5000 円、データ連携用 PC ネットワーク初期設定業務委託料 83 万円。

30 ページをお願いいたします。14 節使用料及び賃借料の総合行政 ASP サービス利用料 84 万 3000 円です。

31 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目賦課徴収費につきましては、11 万 2000 円増の 277 万 5000 円を計上しました。

34 ページをお願いいたします。2 款 1 項療養費、全体の総額では、前年比 3.01%、2399 万 2000 円減の総額 7 億 7401 万円を計上しました。

35 ページをお願いいたします。2 款 2 項高額療養費につきましても前年度比 1.09%、139 万 9000 円の増の、総額で 1 億 2952 万 2000 円を計上しました。

37 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目出産育児一時金補助金は、昨年度と同単価の 1 件 42 万円の 10 件分を見込み、420 万円計上しました。本年度は 9 件であります。

38 ページをお願いいたします。2 款 5 項 1 目葬祭費につきましては、1 件 2 万円の 20 件を見込み、40 万円計上しました。現在は 15 件です。

39 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金は、若干の減を見込み、前年度比 1.56%、225 万 8000 円減の 1 億 4290 万 7000 円を計上しました。

42 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目介護納付金は、2 号被保険者 926 人分の概算介護納付金として 5520 万 5000 円を計上しました。

43 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費 1 件 80 万円以上の発生による国保財政の急激な緩和を図るため、県内市町村国保事業で拠出する高額医療費共同事業拠出金については、本町の過去 3 か年の一般被保険者の療養給付費の実績に基づき、対前年度比 92.29%、3003 万 8000 円の増 6258 万 7000 円を計上しました。2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村国保間の保険料の標準化及び財政の安定化を図るため、1 件 1 円以上の医療費を県内市町村国保事業者で拠出する保険財政共同安定化事業拠出金は、対前年度比 1.84%、546 万 4000 円増の 3 億 182 万 5000 円を計上しました。

44 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、健診目標率を 69%に設定し、過年度の実績を考慮して、総額で対前年度比 5.18%、53 万 6000 円減の 979 万 3000 円を計上しております。なお、健診率は 27 年度で 56.4%、28 年度は 2 月末実績で 55.4%となっております。

47 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目疾病予防費、糖尿病性腎症化予防に取り組むため嘱託職員、管理栄養士 1 名の給料、職員手当、共済費 271 万 1000 円を計上しております。疾病予防費の 19 節負担金補助及び交付金は、人間ドック受診者 8 万 4000 円増の 450 万 6000 円を計上しております。補助率は 60%です。また、40 歳は 100%の補助をいたします。

戻っていただいて、歳入の 10 ページをお願いいたします。1 款 1 項国民健康保険税は、現年度分の被保険者 1 人当たり医療費給付分 5 万 6938 円、後期高齢者支援分 1 万 8600 円、介護納付金 1 万 6937 円として、徴収見込み率 95%を乗じて、滞納繰越分と合わせた総額で 2 億 149 万 3000 円を計上しました。

13 ページをお願いいたします。3 款 1 項国庫負担金 1 目療養給付等負担金は、療養給付等被保険者負担額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金のそれぞれの 32%が交付されることになっており、対前年度比 0.58%、143 万 9000 円減の 2 億 4737 万 3000 円を計上しました。2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金に対し 4 分の 1 が国から交付されることになっており、92.28%、750 万 9000 円増の 1564 万 6000 円を計上しました。3 目特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 1 が国から交付されることになっており、対前年度比同額の 168 万 1000 円を計上しました。

14 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目財政調整交付金は、定率の国庫負担金では解消できない市町村間の財政力不均衡を調整するため交付されるもので、前年度並みの 1 億円を見込み計上しました。3 目システム開発費等補助金は、国保改正に伴うシステム改修費で、上限 290 万円を計上しました。

15 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目療養給付費交付金は、退職被保険者の保険給付費等に係る費用を社会保険加入者との間で財政調整をするために社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金であります。退職被保険者の減が見込まれるため、31.81%、1741 万 5000 円減の 3733 万 3000 円を計上しました。

16 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の加入者に係る費用について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための交付金で、5.53%、1722 万 2000 円減の 2 億 9407 万 8000 円を計上しております。

17 ページをお願いいたします。6 款 1 項県負担金 1 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の 4 分の 1 が県から交付されますので、1564 万 6000 円を計上しました。2 目特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同様に特定健診及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 1 は県から交付されますので、168 万 1000 円を計上しました。

18 ページをお願いいたします。6 款 2 項県補助金 1 目県財政調整交付金は、一般被保険者の療養給付費等の保険者負担の 9%が交付されますので、7624 万 6000 円を計上しました。2 目国保都道府県化準備等補助金は 96 万 8000 円を計上しました。

19 ページをお願いいたします。7 款 1 項共同事業交付金は、歳出 43 ページで説明しました 1 目高額医療費共同事業拠出金に 2 目保健財政共同安定化事業拠出金に対して交付されるもので、県下の高額な医療の状況によって交付額が変わるため、総額では歳出とほぼ同額の 3 億 6441 万円を計上しました。

22 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目基金繰入金は、保険税の減収と保険給付費の増が見込まれ、歳入不足が生じるため財政調整基金を 7402 万 5000 円を計上しました。

23 ページをお願いいたします。9 款 2 項 1 目一般会計繰入金は、地方交付税が措置されている財政安定化支援事業分及び出産育児一時金の相当額、更に保険基盤安定負担金国庫負担に事務費負担分に加え、法定内繰入金として 8696 万 4000 円を計上しました。

戻っていただいて、4 ページをお願いいたします。4 ページから 7 ページまでの第 1 表及び 8 ページから 9 ページの事項別明細書の歳入歳出総括は、ただいま説明しました予算の積み上げですので、説明を省略いたします。また、末尾の給与費明細書は、歳出 31 ページの徴収嘱託職員 1 名、32 ページの運営協議会委員報酬 12 名、46 ページの管理栄養士嘱託職員 1 名、計 14 名の報酬及び給与であります。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

それでは代わりまして説明をいたします。

まず、平成 29 年度の予算概要 1 ページ目をお願いいたします。平成 29 年度介護保険事業特別会計予算概要で、平成 29 年度は第 6 期計画の最終年度にあたりまして、平成 29 年度は第 7 期の高齢者福祉及び介護保険事業計画、これは平成 30 年度から 32 年度までの 3 か年の計画を策定する年度となっております。保険給付費につきましては、ここ数年ほぼ横這い状態にあるものの、平成 28 年度中途から総合事業を開始したこともありまして、総合事業費増加によるサービス費の上昇を見込み、本年度の当初予算総額は、前年比の 0.9%増の 9 億 500 万円といたしました。

予算書の方に戻っていただきまして、最初に歳出の方を、26 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費の主な事項のみ説明いたします。委託料につきましては、制度改正に伴います介護保険料算定における長期譲渡所得等の控除等に係るシステム改修分として、86 万 9000 円を計上

いたしました。また、社会保障・税番号制度費用を各特別会計で計上するために、13万円を計上しております。

27 ページをお願いいたします。19 節負担金補助及び交付金の低所得者負担額軽減措置補助金につきましては、低所得の方の施設利用に係る助成ですが、前年度実績を基に15万円増の25万円を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費につきましては、介護の認定申請が新規にあったもの及び更新に係るものを東彼地区保健福祉組合で実施をいたしております。696万2000円を計上をいたしております。2 目認定調査等費につきましては、認定調査員2名分の給与及び賃金・事務費ですが、ほぼ前年並みで計上をいたしております。

32 ページをお願いいたします。1 款 5 項 1 目の計画策定委員会費につきましては、3年に一度計画を見直しておりますが、平成29年度が計画策定年度に当たりまして、計画のためのアンケート調査の集約、それから計画策定業務を予定をいたしております。また、委員会開催を予定しておりますので、その分を計上しているところです。

33 ページをお願いいたします。2 款保険給付費、ここからは保険給付費になるんですけども、33ページから41ページまでになりますけれども、総じて総合事業の実施に伴う要支援の給付を地域支援事業へ組み替えたことが主な要因になり、保険給付費の総額で、当初予算対前年度比2.6%の減、2235万8000円の減で、総額で8億3117万7000円で保険給付費としては計上をいたしております。

それでは個別に説明します。まず33ページから説明します。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費2052万円の減、3億132万円を計上をいたしました。減の主な要因は、介護保険制度の改正によりまして、平成28年4月から18人以下の小規模通所介護が介護予防サービス給付費から地域密着型に移行したことによりまして、そちらの方へ組み替えを行っております。

34 ページをお願いいたします。3 目地域密着型介護サービス給付費につきましては、介護保険制度、先ほど説明しました改正によりまして4620万円増の1億4820万円を計上をいたしました。5 目施設介護サービス給付費につきましては、利用者の減が見込まれ、減額をいたしております。8 目居宅介護住宅改修費につきましては、前年度の実績を基に減額計上となりました。

36 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費は、要支援者に対して給付をする科目ですが、総合事業の開始にあたり訪問介護及び通所介護を地域支援事業費へ組み替えたために、3480万円減の1319万円を計上をいたしております。

37 ページをお願いいたします。2 款 2 項 7 目介護予防サービス計画給付費も、総合事業の開始にあたり地域支援事業へ組み替えたために、221万4000円減の294万6000円を計上をいたしております。

39 ページをお願いいたします。2 款 4 項高額介護サービス等費は、平成28年度並みの1452万円を計上いたしました。

40 ページをお願いいたします。2 款 5 項高額医療合算介護サービス等費でございますが、介護保険及び医療保険等で高額介護サービス費等で負担を軽減しても、介護と医療それぞれの負担が長期化し重複する世帯に重い負担が残ることがあります。この残る介護医療世帯に年単位で上限を設けて、更に負担軽減を図る合算制度となっておりまして、高額医療合算介護サービス費を149万3000

円、予防サービス費を1万円計上いたしております。平成28年度並みで計上しています。

41 ページをお願いいたします。2 款 6 項特定入所者介護サービス等費につきましては、ショートステイを含み施設利用者の居住費、食事の基準費用額が、利用者の負担段階、居室環境で決められます。食費は1380円となっております。低所得者の過重な負担とならないように、この額の軽減を図るためにこのサービスが設定をされておまして、1 目が特定入所者介護サービス費、2640 万円を計上をさせていただいております。

44 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費につきましては、介護保険制度の改正によりまして、一部平成28年12月議会で予算を計上し、平成29年の1月から新たにスタートした事業であります。新制度に併せて前年度までであった2次予防事業費、それから1次予防事業費並びに総合事業費精算金を廃目し、既存の事業を総合事業にまとめました。4 節の共済費につきましては、よんなっせ等の支援員の社会保険料等でございます。7 節賃金につきましては、よんなっせを今年度から総合事業のC型に位置付けまして、その支援員等5名分の賃金でございます。8 節報償費は、総合事業に運動機能向上、口腔衛生教育のために理学療法士等に指導をしてもらう計画がありまして、その謝礼の費用でございます。11 節需用費として、主に介護予防体操のウエイト購入を予定いたしております。19 節負担金補助及び交付金につきましては、介護予防サービス給付費で説明しましたとおり、給付費から総合事業へ組み替えを行ったために、要支援に係る訪問並びに通所、ケアマネジメント費用を計上いたしました。

46 ページをお願いいたします。5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費ですが、1 目から4目につきましては、地域包括支援センターで行います介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業等に係る社会福祉協議会からの派遣者2名分の経費を計上いたしております。また、47 ページ5 目任意事業費につきましては、社会福祉協議会に委託して実施しております13 節配食事業の補助対象分の委託料78万5000円及び1年以上在宅で寝たきり状態にある方、要介護4と5の方ですけれども、ある方の介護をしておられる方に月額5000円を支給するものでございまして、20 節36万円を主な費用として計上をいたしております。

48 ページをお願いいたします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費につきましては、総合事業関連の新規事業で、在宅医療介護連携、生活支援体制整備、それから認知症初期集中支援推進等を平成29年度中に進める必要があります。研修会実施による講師謝礼、各種資格を取得するための旅費や必要経費を計上をいたしております。総額で40万6000円計上いたしております。

49 ページをお願いいたします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費につきましては、地域包括支援センターで行います要支援1、2の方々のケアプラン作成に係る経費ですが、実績の増及び総合事業開始による増加を見込みまして、44万6000円増の486万6000円を計上いたしております。

50 ページをお願いいたします。5 款 4 項保健福祉事業費の主なものは、包括的支援事業・任意事業で説明しましたが、13 節委託料中の配食事業の単独分として105万3000円を計上いたしております。

52 ページをお願いいたします。7 款 1 項償還金・還付加算金につきましては、介護保険料過年度還付金が発生した時のためにつかみで、10万円を計上いたしております。

前に戻っていただいて、歳入の10 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目 1 節の現年度分特別徴収保険料は、昨年12月末の被保険者数が2,604人でございまして、年間異動額を推計し、昨年

度より 222 万 2000 円増の 1 億 5491 万円を計上しました。また、2 節現年度分普通徴収保険料につきましては、1 節と同じように 12 月末の被保険者が 154 名おられまして、年間異動額を推計し、前年度より 43 万 7000 円減の 805 万 2000 円を計上いたしました。

12 ページをお願いいたします。3 款 1 項国庫負担金 1 目 1 節の現年度分介護給付費負担金は、保険給付費の施設サービス分が支出の方で 3 億 3817 万 7000 円の 15%分 5072 万 6000 円と、在宅サービス 4 億 9300 万円の 20%分の 9860 万円の合計額 1 億 4932 万 6000 円を計上をいたしております。

13 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目調整交付金は、歳出の方で、2 款で保険給付費の 8 億 317 万 7000 円の 8.5%分 7065 万円と、総合事業の 5%分 176 万 5000 円の合計額 7241 万 5000 円を計上しました。2 目地域支援介護予防事業交付金は、歳出の介護予防日常生活総合事業費の 3531 万 9000 円の 20%分 706 万 3000 円を計上いたしております。3 目が地域支援包括任意事業交付金につきましては、歳出 5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費の 1265 万 6000 円の 39%分 493 万 5000 円を計上しました。4 目介護保険事業補助金については、介護保険システム改修分の 2 分の 1 が国から助成されますので、43 万 4000 円を計上いたしております。

14 ページをお願いいたします。4 款 1 項支払基金交付金は、現役世代の 40 歳から 64 歳までの負担として、健康保険の各保険者が徴収し納付したものが支払基金交付金として交付されます。1 目介護給付費交付金につきまして、これは 2 款の保険給付費が 8 億 3117 万 7000 円の 28%分 2 億 3272 万 9000 円が交付されます。2 目地域支援事業支援交付金につきましては、歳出 5 款 1 項の総合事業費の 3531 万 9000 円の 28%分 988 万 9000 円を計上しています。

15 ページをお願いいたします。5 款 1 項県負担金 1 目につきましては、国庫負担金と同様に、施設サービス費の 17.5%と在宅サービス給付費の 12.5%、合わせて現年度分の 1 億 2080 万 5000 円を計上いたしました。

17 ページをお願いいたします。5 款 3 項県補助金 1 目地域支援介護予防事業交付金は、歳出 5 款 1 項の総合事業の 3531 万 9000 円の 12.5%分 441 万 4000 円を計上しました。2 目地域支援包括任意事業交付金は、歳出 5 款 2 項の事業費 1265 万 6000 円の 19.5%分 246 万 7000 円を計上いたしております。

19 ページをお願いいたします。7 款 1 項一般会計繰入金についてですが、1 目介護給付費繰入金は、法定繰入額として保険給付費の 12.5%、1 億 389 万 7000 円を計上しました。2 目地域支援介護予防事業繰入金は、総合事業費が 3531 万 9000 円の 12.5%分 441 万 4000 円を計上いたしております。3 目地域支援包括任意事業繰入金は、包括的支援事業・任意事業の 19.5%、246 万 7000 円を計上いたしております。4 目低所得者保険料軽減繰入金は、第 1 段階の保険料軽減対策分として 145 万 3000 円を計上しています。5 目その他一般会計繰入金は、一般事務費、賦課徴収費、認定調査費等の事務費として 1888 万 7000 円を計上しています。増の主な要因としては、3 年に一度の介護保険事業計画の策定年度にあたりまして、策定業務に係る委託料が増となるためでございます。6 目保健福祉事業繰入金は、配食事業単独分の財源として 113 万 4000 円を計上しました。

25 ページをお願いいたします。9 款 4 項 1 目居宅介護予防サービス計画費等収入は、地域包括支援センターが行います介護予防プラン作成業務収入及び介護予防ケアマネジメント収入等を見込み、昨年度より 44 万 6000 円増の 486 万 6000 円を計上しています。

前に戻っていただいて、4 ページをお願いいたします。4 ページから 7 ページまでの第 1 表及び 8

ページ、9 ページの事項別明細書総括は、ただいま説明した予算の積み上げでございますので説明を省略いたします。

末尾の給与費明細書は、歳出 29 ページで説明しました徴収嘱託員報酬及び認定訪問調査員の給与等であります。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

議案第 22 号、平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、町長に代わり説明いたします。まず、説明の予算概要をお願いいたします。

本年度当初予算額は、対前年度比約 4.5%増の 1 億 350 万円を計上しました。歳出予算の増額の要因は、医療費の増加に伴う保険料等納付金の増であり、これに伴い歳入も、平成 29 年度 8 月 1 日からの保険料軽減特例の見直しに伴い、後期高齢者医療保険料を増額計上しています。

長崎県の 1 人当たりの後期高齢者医療費は全国 3 位で、前期高齢者医療費は全国 1 位。東彼杵町においても上位に位置していることから、今後も医療費の増加が見込まれます。現在、東彼杵町は 4 位になっています。

それでは予算書について説明いたします。歳出の 18 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、対前年度比 8 万 9000 円減の 869 万 5000 円を計上しました。増の主なものとしては、12 節役務費の総合行政システムサポート料 19 万 5000 円、13 節委託料の健康診査委託料 425 万 1000 円、14 節使用料及び賃借料の総合行政 ASP サービス利用料 116 万 7000 円。19 節人間ドック検診補助金 196 万 3000 円は、昨年同様の 80%の補助を行います。

20 ページをお願いいたします。2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目保険料等納付金は、被保険者から徴収します後期高齢者医療現年度保険料 5762 万 7000 円と低所得者軽減分を補填するため県から交付される後期高齢者医療保険基盤安定基金交付金として繰り入れた 3120 万 7000 円を合わせて広域連合へ納付するもので、対前年比 425 万 9000 円増の 8883 万 4000 円を計上しております。2 目事務費負担金は、広域連合の運営費用を構成する 21 市町から市町の規模に応じて負担するもので、広域連合から通知があった 477 万 4000 円を計上しております。

戻っていただいて、歳入の 8 ページをお願いいたします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、2 年毎に保険料改定を行い、広域連合は賦課決定を行うこととなっております。29 年度は前年度と同様の均等割額 4 万 6800 円、所得割率 8.8%となっております。1 目特別徴収保険料は、年金から直接徴収するもので、広域連合から通知がありました対前年比 384 万 9000 円増の 4610 万 2000 円を計上しております。2 目普通徴収保険料は、対前年比 96 万 3000 円増の 1151 万 4000 円を計上しました。

11 ページをお願いいたします。4 款 1 項一般会計繰入金は、歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金、予備費等に充当するため一般会計から繰り入れるもので、対前年比

2万2000円減の3935万3000円計上しました。

17ページをお願いいたします。6款5項4目雑入の健康診査委託料は、健康診査委託料及び郵券代等の経費として広域連合から交付されます443万1000円を、また人間ドック検診補助金196万3000円は、事業費の100%が広域連合から交付されます。

戻っていただきまして、4ページから5ページの第1表及び6ページから7ページの事項別明細書、23ページから24ページの給与費明細書は、ただいま説明しました予算の積み上げですので説明を省略させていただきます。また、末尾の給与費明細書は、歳出19ページの徴収嘱託職員1名の報酬費であります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号、議案第21号、議案第22号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後3時49分）

再開（午後4時00分）

日程第23 議案第23号 平成29年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
日程第24 議案第24号 平成29年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第25 議案第25号 平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に、日程第23、議案第23号平成29年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第24、議案第24号平成29年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第25、議案第25号平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算。以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第23号、平成29年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4100万円でございます。

次に、議案第24号、平成29年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ870万円でございます。

次に、議案第25号、平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3995万円でございます。3件につきまして、それぞれ詳細説明は水道課長にさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い

いたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは代わって説明します。議案第 23 号でございます。農業集落排水事業でございますが、平成 29 年度につきましては、4100 万円で歳入歳出同額で計上をしております。中尾地区、西部地区につきましてはの予算でございますけれども、主なものについては光熱水費、維持管理費につきまして、主に漁集と農集の総額になります。それでは予算書をお開きください。

16 ページの歳出の方からお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。人件費もございませんので、一般事務費を所要額について計上させていただいております。

次に 17 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目排水費につきまして、施設の維持管理に要する費用でございます。主なものは、処理場の先ほど申し上げました光熱水費、処理場の運転管理業務で、1344 万 7000 円を計上させていただいております。前年比 6000 円の減額でございます。11 節需用費、13 節委託費は、前年度とほぼ同じ額でございます。

農業集落排水事業中尾地区は、供用から 19 年を経過しております。西部地区につきましては、14 年を経過しております。施設の維持管理については、機器の調整や部品交換、オーバーホール等の予防、補修、施設の長寿命化等を図っているところでございます。昨年も修繕費で 3 件ほどの修繕を実施しているわけでございますが、本年も汚泥ポンプ等の故障が発生しております。そういうことで修繕費を計上しております。

次に 19 ページをお願いします。2 款 1 項公債費につきましては、起債の償還金 2073 万 1000 円を計上しております。既定の利子償還額 603 万 1000 円と共に計上しております。

戻りまして、9 ページをお願いします。使用料につきましては、昨年 12 月の実績から中尾地区の 26 件の範囲と、西部地区の 130 件の範囲を含めまして、750 万 1000 円を計上をしております。

11 ページ、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、29 年度の予算総額 4100 万円に対し、使用料などを差し引きました 3346 万 8000 円を一般会計から繰入れをお願いすることにしております。

戻りますが、4 ページから 7 ページは積み上げでございます。説明を省略させていただきます。議案第 23 号については以上でございます。

続きまして議案第 24 号、漁集の予算でございます。漁業集落に関しましては、歳入歳出総額 870 万円、前年対比 13.9%、140 万円の減額としております。施設運営に要する財源として 140 万円の減額となっております。

それでは予算書の方をお願いいたします。16 ページ、歳出の方からお願いします。1 款 1 項 1 目、こちらも人件費の方は例年ございません。一般管理費につきまして、事務費の所要額を計上させていただいております。

17 ページにつきまして、1 款 2 項 1 目排水費につきまして、施設の維持管理に要する費用でございます。農業集落と同様、按分した経費でございます。西部クリーンセンターの光熱費、処理施設の運転業務管理費で、507 万 3000 円を計上しております。前年の比較として 141 万 8000 円の減額となっておりますのは、11 節需要費で、処理場中継ポンプの運転費用が、前年に比較してこちらは

減額となっていることをごさいます。

次に 19 ページの 2 款 1 項公債費につきましては、起債の償還額でございます。既定の元利償還額 339 万 7000 円を計上いたしております。

次に 9 ページ戻っていただきまして、2 款 1 項 1 目、こちらの使用料につきましては、漁集の区域でございます。利用戸数、音琴の漁港の区域 80 戸でございます。251 万 1000 円を計上しております。80 件の 12 月につきましては、規定の使用料の 155 円を掛けた 251 万 1000 円の計上でございませう。

11 ページの 3 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、29 年度予算の総額 870 万円に対しまして、使用料などを差し引いた 617 万 3000 円をお願いしているものでございませう。

戻りまして、4 ページ、5 ページの第 1 表、6 ページ、7 ページの事項別明細書は積み上げでございませう。説明を省略させていただきます。以上でございませう。

続きまして、3 件目の公共下水道の議案第 25 号でございませう。こちらの特別会計でございませうけれども、現在第 2 期、社会資本整備の 29 年度で 3 年目を迎えます。前年の予算に対して 4.2%の増になっているわけですが、計上でございませうけれども、実際、区域の整備率で申し上げますと、28 年度終わりの整備面積が、予算の方針にも書いてありますが、138.6ha で終わる見込みでございませう。全体の計画が 159.7ha で除しますと、約 86.7%の整備面積となる見込みでございませう。あと、残りの整備面積から換算しますと 4 年、もしくは 5 年ぐらいで管路の整備を終えようかというところになってまいりますけれども、事業計画策定の事業期間を次年度、全体計画の現状 30 年で取得をしております。これを 34 年まで延長するということが計画をしていることがまずひとつ、来年の中身のひとつでございませう。それと処理場の維持管理契約が 29 年 9 月まででございませう。平成 29 年 10 月から 32 年 9 月まで、3 か年の委託の契約更新、これがひとつ中身にございませう。それと公共下水道につきましては、近隣の市町の状況を鑑みながら、事業年度があと 4 年、5 年でということで、公営企業の適用化に向けた資産整理の事務を開始していくということで、資産整理の整理事務を開始するということが次年度の事業内容に盛り込んでいる内容でございませう。

それでは議案の方をよろしく申し上げます。歳出 19 ページ、1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、人件費と業務費として 2669 万 2000 円を計上。前年に比べて 465 万 9000 円の増となっております。主な要因としまして、事業の成果として、先ほど申してきた起債の適用債を活用した資産整理業務を実施することで、委託費に業務委託料を計上していることが要因でございませう。29 年より 3 か年の計画で精査を進めてまいりたいと思ひます。

20 ページ、19 節負担金補助及び交付金は、前年比 10 万 1000 円の増でございませう。処理場管理、滞納徴収に係る職員研修の負担金の計上によるものでございませう。

21 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目排水費に 3590 万 7000 円を計上いたしております。主なものは、11 節に計上しています需用費の修繕費、中継ポンプ。内容につきましては、本町 1 号、滝川内の 1 号、中継ポンプのですね。整備や性能低下したケーブル交換とその他修繕費を計上をしております。13 節委託料につきましては、処理場の維持管理業務委託料、水質検査や汚泥処分の委託料でございませう。処理場の運転管理に要する経費につきましては、前年比 307 万円の増でございませう。処理場の維持管理業務の委託料が、流入想定量による設計量で計上しているため、前年度より増となっているものにつきまして、現在の契約の半期分が 1195 万円で計上しております。10 月から 30

年3月までの長期契約の承認申請額、残りの半期分を1400万円で計上しているためでございます。

次に22ページをお願いします。2款1項1目下水道建設費につきまして、2節から7節までは職員の人件費、臨時雇用賃金を計上しております。13節委託料につきまして、管渠設計の設計業務と集落内の開削工事で影響があると想定される家屋の事前調査の計上でございます。それと現状の事業認可、先ほど申し上げました平成30年を34年までに延伸する全体計画の策定業務を計上いたしております。15節工事請負費につきまして、開削工事、舗装工事の計上でございます。開削、推進工事合わせまして961m、舗装工事が約300mぐらいでございます。主な工事箇所は、3期認可地区の千綿地区の、まだ千綿宿内の3工区を743m計画しております。それと国道の推進工事がござい、74.2m。2期認可地区につきましては、橋ノ詰地区の田川住宅の範囲内でございますけども、こちらの開削工事を予定をしております。

続きまして、23ページをお願いします。17節は、管渠整備工事における河川護岸背後地の用地費を計上しております。22節は、污水管布設に伴う水道管の移設補償費が800万円でございます。

次に24ページをお願いします。3款1項の公債費につきまして、起債償還額で既定の7359万3000円計上をいたしております。

次に戻っていただき、歳入の10ページをお願いします。1款1項1目下水道事業負担金でございます。本年度、29年度の分担納付の予定分でございます。29年度の分担納付予定分を36件。それと29年度の賦課分65件を見込んで705万1000円としておりますけども、65件については、千綿宿の供用を開始する65件分として計上をしております。

11ページをお願いします。2款1項1目使用料につきましては、29年1月末の接続戸数を922戸。公民館とかそういうものにつきましては、減免という措置をさせていただいておりますけども、29年度24戸の新規接続を見込みまして4069万5000円を計上しました。

13ページ、3款1項国庫負担金は、本年度の補助事業実施計画の1億2000万円に対する補助分2分の1の6000万円を計上しております。

14ページ、4款1項1目一般会計繰入金につきましては、29年度の総額に対し国庫補助、繰入金、受益者負担金と使用料などを差し引いた1億5670万6000円の繰入れをお願いするものでございます。

18ページ、7款1項1目下水道事業債につきましては、事業費の補助残分に対し規定の充当率を投じた金額を事業債として借り入れるもので、7540万円を計上いたしております。

戻りまして、6ページの債務負担行為について第2表でござい、補正の3号予算の方でお願いしました水洗便所斡旋及び利子補給における債務負担行為及び平成29年度に7人契約した場合の利子補給額を想定しまして、30年から34年までの債務負担行為を設定したものの表を載せております。一番下の表になりますけども、固定資産の整備業務における適用債の申請額につきまして、平成29年度から31年度についての設定をしたものでございます。

7ページの第3表地方債につきましては、起債借入れの限度額、償還の方法などを定めたものでございます。

4ページ、5ページ及び8ページ、9ページについては積み上げですので、説明を省略させていただきます。議案第25号については以上でございます。以上で3件の説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 26 議案第 26 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 26、議案第 26 号平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 26 号、平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算でございます。

これは、平成 29 年度から公営企業法に基づく会計処理ということで、今までの普通会計と若干違うような感じになります。概略を申し上げますと、業務予定量については現状と変わりませんが、まず収益的収入及び支出、第 3 条でございます。これにつきましては、水道事業の収益が 2 億 7317 万 6000 円、水道事業費用が 2 億 3888 万 8000 円でございます。この差額につきましては、複式簿記になっていきますので、当期の純利益ということで 3428 万 8000 円になります。第 4 条になります資本的収入及び支出でございます。これにつきましては、資本的収入が 4668 万 5000 円、2 ページの方で資本的支出が 8049 万 8000 円でございます。この差につきましては、1 ページの方の第 4 条を見ていただければ、差し引きで 3381 万 3000 円が不足するということになります。これは当年度分の損益勘定留保資金を充てるということにしております。以上でございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは議案の第 26 号、公営企業の水道会計についてご説明したいと思います。

その前に、水道の補正予算について 17 号で説明をさせていただきました。それで 28 年度、本年度の予算については、上程しました予算について現状の 443 万 3000 円を減額したところで、6 億 8134 万 5000 円と予算となります。それで臨時議会の方で明許をいただいた 1 億 7000 万円を合わせて差し引きますと、5 億 1134 万 5000 円となります。現状の予算の管理としまして、打ち切り決算というものを、水道課では出納期間がないことから 3 月の末までに決算をしなければならないということで、収入支出をできるだけ法適用の 3 月末までということで、処理することを目的に決算をしております。現年の予算について、補助金、起債額、繰入金等を適正に執行するようということで目標を立てております。それにつきまして目標額を 5 億 4854 万円ということで、簡水としての

決算目標を立てて管理をしております。その予算におきます未払金、こちらの予算に2ページの第4条の2に未払金の表記がございます。こちらの額が1124万8000円、未収金がですね。未払金が1288万2000円とございます。その内容については、そこだけは額をお伝えしておきます。

それでは、予算の26号についてご説明します。水道事業は、地方公営企業法施行規則の第2章勘定科目の区分に準じて、策定予算の予算科目を設定しております。東彼杵町の水道公営企業規定について、地方公営企業の施行規則に準じる設定と、管理者が別途定める予算科目、経営の収支に関する収益的収入及び建設関係となる資本的収入の支出として計上しております。

それでは予算書について説明いたします。4ページをお開きください。東彼杵町の予算実施計画書でございます。

東彼杵町水道事業は、29年度から10簡易水道事業、3飲料水供給施設を事業統合しまして、一つの上水道事業として経営をしております。給水人口8,157人、普及率98.23%となりまして、町内ほぼ全域に上水道施設は行き渡ったものの、一部にまだ未普及地域が残っているため、解消に向けた取組みと併せて老朽化施設の更新を計画的に実施する必要があるものであります。

水需要の予測として、29年度の年間有収水料を814,449 m³と見込みまして、水道料金収入を1億3743万6000円と予定しております。経営部門においては、事業収益を2億7317万6000円に対して、事業費用を2億3888万8000円と予定しております。3428万8000円の利益が生じる見込みでございます。

一方、資本部門において、収入4668万5000円に対し、工事の建設部門において、中尾本線水道管布設改良工事等に4769万9000円と企業債元金の償還に3274万1000円、財政調整基金繰入5万8000円を予定しているため、資本的支出の合計8049万8000円となります。資本的収入支出差し引きでは、3381万3000円と不足が生じることとなりますが、この不足につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

それでは予算の内容について、9ページの方から説明を加えます。こちらは3条予算と4条予算に分かれますけども、3条予算の経営に関する収入及び支出の方になります。支出の方の内容からになりますけども、1ページにあります収益的収入支出の第3条にあります収益的収入及び支出の予算の方を、8ページの明細書の方で説明をさせていただきます。

1款1項1目水道事業費用の営業費用及び原水の浄水費につきまして、記録紙の消耗品等も含めて4272万円の計上でございます。こちらには前年度の比較がございませんけども、前年の同内容のものにつきまして4378万円が前年でございます。106万円の減ということでございます。

1款2項2目営業費用の配水及び給水費につきましては、清掃費用とか公用車の燃料、水道管の漏水修繕費等の費用でございますけども、全体が2094万4000円でございます。前年が1901万1000円でございます。前年の193万3000円の減でございます。

続きまして10ページ、歳出からまいります。1款1項4目営業費用の総係費については、内容的には一般管理費に相当する、これは費用でございますけども、全体額4676万5000円を計上でございます。一般管理費ですから給料です。給料の1527万6000円、賞与引当金繰入金192万3000円とあります。これは次年度の6月支給分、12月から3月に相当するための費用でございます。手当が858万8000円、法定福利費、旅費、企業職員、これは昨年に比して職員が1名、嘱託1名の減でございますけども、こういうものを含めまして計上をさせていただいております。この中には全

体で説明しました経営戦略作成業務 1073 万 5000 円を含むものでございます。

続きまして 1 款 1 項 5 目営業費用の減価償却費でございますが、有形固定資産の減価償却費を 1 億 1250 万 8000 円の計上をしております。今年度まで固定資産の整理を実施しまして、年度内の実績分までの固定資産を整理をしております。建物が 2210 万円、40 年経過の水道管の構造物の分が 8145 万円、機械及び装置の分として 2853 万 8000 円、自動車及び運搬具 24 万 7000 円、工具器具・備品として 6 万 3000 円。こういう内容でございます。28 年度までの実績と資産評価を単年度の集計として計上をしているものでございます。

1 款 1 項 6 目営業費用の資産減耗費につきましては、固定資産の除却費用でございます。20 万円を計上しておりますけれども、耐用年数に達した固定資産の除却等に生じる損失を管理する特別損失の費用でございます。たな卸資産減耗費でございますが、5 万円の計上でございます。資材等の在庫管理、損失等の期末調整の費用等でございます。

1 款 2 項 1 目営業外費用でございますが、支払利息及び企業債の取り扱い諸費についての企業債の利息分 1243 万 2000 円の計上でございます。

続きまして、1 款 2 項 2 目消費税につきましては、科目設定だけでございますが、29 年度から 3 か年のこれまでの事業が完了します。課税仕入額と共に事業費用も減少することになりますので、消費税の納付金として以前の公課費の内容のものが計上されることとなります。

1 款 3 項 1 目特別損失 206 万円につきましては、本年度のみ、29 年度のみ計上でございますが、29 年度 6 月支給の賞与引当金の繰入について、公営企業の打ち切り決算での 28 年度 12 月から 3 月分についての費用でございます。

11 ページをお願いします。こちらから 4 条予算、建設の資本的収入及び支出に伴う説明でございます。1 款 1 項 1 目資本的支出の建設改良費につきましては、先ほど全体で説明しました改良工事に伴う中尾本線、千綿宿の下水道工事に伴う布設工事、里一ツ石線の改良に伴う内容の 4668 万 3000 円の計上でございます。内容につきましては、中尾本線が 190m の水道管の布設替え。千綿宿につきましては、先ほど申し上げました 3 工区の 756m の水道管の補償工事でございます。里一ツ石線については、計画では 180m の布設工事でございますが、現状は架設の配管を実施をしているということで、その内容に合わせた工事内容となると思います。

続きまして、1 款 1 項 2 目固定資産購入費につきましては、量水器の購入、貯蔵分の 99 万 4000 円を、186 個の取替えを次年度計画しております。本年度は 223 個実施を済ませております。

12 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目統合事業の統合水道事業につきましては、2 月の臨時議会で 28 年承認をいただきました財務承認の日付は 11 月 17 日でございましたけれども、こちらの科目設定でございます。

1 款 3 項 1 目基幹事業の彼杵水道基幹改良事業も、同様に科目設定をした項目でございます。

1 款 4 項 1 目企業債償還金は、3274 万 1000 円計上をさせていただいております。

1 款 5 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金条例第 3 条によります 5 万 8000 円を計上しております。

戻りまして、8 ページをお願いします。収入と言いますか、歳入、経営に関する項目でございます。1 款 1 項 1 目の水道事業収益について説明します。営業収益の給水収益、水道使用料に 1 億 3743 万 6000 円を計上しております。3,172 件の給水件数に対しまして 814,499 t の実績を見込んでおり

ます。前年比に対しまして7件の減としております。

1款1項3目その他の営業収益ですが、開栓手数料、検査手数料などの項目の内容でございます。75万6000円の計上をしております。前年比76万2000円、6000円の減であります。

1款2項2目負担金、基準内繰入金でございますが、2929万5000円の計上であります。基準外の繰入金につきましては3128万5000円の計上でございますが、総務省の繰出基準に基づくものとして計上をさせていただいております。その他児童手当と消火栓分の繰入金についても計上をさせていただいております。

1款2項3目長期前受金戻入7380万円の計上でございます。減価償却を行うべき固定資産取得に充てる補助金等を毎年収益化するものでありますが、減価償却費のまとめた額として1億1250万4932円が当年度の増加累計でございます。固定資産の整理におきまして、現状で年度末までの精査を加えた額でございます。7380万円、円まで申しますと967円となるわけでございますが、以降の繰越分を含む内容は、次年度以降の予算に計上されるものでございます。以上が予算分の説明でございます。

続きまして、11ページをお願いします。収入の説明であります。1款2項1目工事負担金について、3405万7000円の計上をしております。4項1目工事補償金について1262万5000円、公共下水道の補償金、里一ツ石線の補償金についての内容を計上しております。以上が歳入歳出の説明でございます。

あとはキャッシュフローでありますとか、資金の損失、貸借対照表でありますとか、そういう明細を付けさせていただいております。御一読願えればと思います。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

1点だけ聞きます。17ページの損益計算書、給水収益が1億2726万6000円。それで8ページの給水収益1億3743万6000円、これはどうして違いますか。平成29年度東彼杵町水道事業会計予算実施計画明細書の収入の給水収益の部門と、損益計算書の給水収益の数字が違うのはなぜですかとお尋ねしています。

受託工事1000円も合っているし、その他の営業収益も75万6000円のぴしゃっと合っているんですよ。その一番大きい1億2726万6000円が、明細書で1億3743万6000円になっているのはなぜですか。あとで教えて下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは全く合いませんので、申し訳ございませんけれども委員会で訂正させてください。

○議長（後城一雄君）

あとはよろしいですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

それでは委員会で説明することにしまして、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 26 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 27 報告第 3 号 専決処分に関する報告について

(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 27、報告第 3 号専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 3 号でございます。専決処分に関する報告でございます。

3 枚目をお開きいただきたいと思っております。事故の和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。相手方等につきましては消しておりますけれども、説明はあとでいたします。

事故の概要でございますけれども、平成 29 年 2 月 3 日に、町が賃借します公用自動車で相手方の自宅敷地内に入りまして、後方へ運転操作をしていたところ、駐車していました相手方所有の車両に気付かず、公用車の右後方部と相手方所有の車両の左前方部が接触いたしまして、相手方所有の自動車が破損したものでございます。損害賠償額等につきましては、別紙示談書のとおりでございますけれども、相手方へ賠償金として 9 万 3727 円の損害賠償額でございます。これは当然、止まっている車でございますので、0 対 10 ということで町の責任ということで示談をいたしております。詳細につきましては、総務課長から説明させます。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり説明します。この報告書の内容の報告の前にお断りをさせていただきます。

町長の専決処分事項の指定に関する条例、これについては 50 万円以下の損害賠償額の決定等については、その処分が任されております。一切の権限を任されております。その結果を議会に報告すれば足りるということになっておりまして、このような報告については、書面での報告につきましては、町民個人の住所、氏名の掲出は避けるべきだと国県の助言がっておりますので、今回から情報については目隠しをさせていただきました。ただ、議案として議会の承認をいただくものについては別途指定しております。なお、示談書の中に事件発生の場所も目隠しをしておりますけれども、自宅ということですので、同じ場所ということでここも掲載を省略させていただきます。以後、50 万円以下の報告書については、このようなスタイルで報告をさせていただきます。内容については、この事故の起因をしました関係課長から説明させます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

本件につきましては、28年度に公共工事で買収いたしました証明書類を、本年2月3日に地権者の自宅まで持参し説明する目的で、公用車を運転して地権者宅の自宅敷地まで乗り入れております。結果的に、地権者の方が留守でしたので、書類につきましてはポストに入れて、車両は転回して役場に戻る際に後方確認を忘れて地権者の方の自家用車、これは駐車をしている状況ですけども、バックしている途中でぶつけてしまったと。本人の後方確認が不十分だったために発生した事故であります。運転していた職員も充分反省をしておりますが、安易に地権者の自宅敷地まで公用自動車を乗り入れたことが大きな要因になっていると思っております。今後は課内全員で、特別な事情がない限り個人の自宅敷地まで公用車を乗り入れるということを差し控えて、少し離れた場所であっても安全な場所に駐車をし、用事を済ませるといふふうに意識を変えまして、共通認識を持ってこのような事案の再発防止に努めてまいりたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

以上説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで報告第3号を終わります。

日程第28 発議第2号 九州新幹線西九州ルート^の整備促進に関する意見書

○議長（後城一雄君）

次に、日程第28、発議第2号九州新幹線西九州ルート^の整備促進に関する意見書を議題とします。局長に発議を朗読させます。

（局長朗読）

○議長（後城一雄君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。前田議会運営委員長。

○議会運営委員長（前田修一君）

提出の理由を申し述べます。九州新幹線西九州ルートは、フリーゲージトレイン（FGT）の導入を前提に武雄温泉・長崎間の工事实施計画が認可され、平成34年度の開業に向け工事がすすめられているが、FGTについて耐久走行試験で不具合が発生したため、武雄温泉駅での対面乗換方式（リレー方式）により平成34年度に暫定開業することとなっている。また、FGTの台車については、改良が施されたものの、室内走行試験において再び不具合が生じたため、FGTの実現性への信頼が揺らいでおり、新幹線開業を待望する町民の間から戸惑いや懸念が広がっているため、九州新幹線西九州ルート^の整備促進の対応を強く要望するものである。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから提出者に対する質疑を行います。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

前田委員長にばかり質問を言うようで恐縮しておりますが、この新幹線につきましてはこの要望書の趣旨が一番最後のところの1点目2点目に書いてありますが、私は技術的な専門家でもないですが、このフリーゲージトレインの導入に無理があるのではないかと思うんですね。車幅を変更しそれを高速で走るといふことは、当然その台車に磨耗が生じるということはおわっているということ

ですから、もっと強い要望とするのであれば、武雄～鳥栖間のフル規格の要望、これが先ずは優先させるべきではないのかなと思っております。2番目のところも視野に入れたのではなくて、視野どころではないと。もっと強い要望をするべきではないかなと私は思いますが、委員長はどのようにお考えですか。

○議長（後城一雄君）

前田議会運営委員長。

○議会運営委員長（前田修一君）

それが本当に良いご意見だと思いますけども、このような長崎県の全部の議会に要請があったこの案で意見書を提出したいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官に送付することにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後5時00分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 12 月 13 日

議 長 後城 一雄

署名議員 大石 俊郎

署名議員 堀 進一郎